

第七十二回
參議院内閣委員會會議錄第二十号

昭和四十九年五月二十一日(火曜日)

午前十時三十五分開会

委員の異動

補欠選任

出席者は左のとおり

理
事

委員

上原正吉君
長屋茂君
西村尚治君
星野重次君
神沢淨君
戸叶武君
戸田菊雄君
中村波男君
宮崎正義君

寺本
広作君

岩動道行君
岡本悟君
鈴木力君

上原正吉君

事務局側

常任委員会専門
員 相原 桂次君

藏明真

大蔵省理財局
有財產第二課長

日

○委員長(寺本広作君) 防衛施設周辺の生活環境等の整備等に関する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山中防衛廳長官。

○委員長(寺本広作君) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山

二十日 上田哲泰、鹿原房義君が委員長を務め、西村尚治君がそれ、その補欠として戸田菊雄君、浅井亮君がそれぞれ選任されました。

また、本日、今春慶君が委員長を辞任され、その補欠として西村尚治君が選任されました。

○委員長(寺本広作君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十七日、片山正英君、藤田進君が委員を離

○昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年度以後における公共企業体職員等の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等の共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

田中 和夫君
晋君
清水
共濟事務局長
日本國有鐵道
興課長
自治省行政局振
本日の会議に付した案件

した防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

従来、防衛施設周辺の民生安定策としては、昭和四十一年に制定された防衛施設周辺の整備等に関する法律に基づき、障害防止工事及び民生安定施設の整備の助成、建物の移転の補償等の諸措置が講じられてきたところであります。

市化の進展、住民の生活環境保全に対する意識の高揚等に伴つて、従来の施策では諸般の要請にこたえることが困難となつてきており、そのためには防衛施設周辺の生活環境の整備について、新たな観点からの施策を強化、拡大することが強く望まれ、特に、航空機騒音にかかる飛行場周辺の環境改善については、諸施策の大額な拡充をはかる必要が生じてきているところであります。

このような実情にかんがみ、今回、政府としては、防衛施設周辺における生活環境の整備等諸施策を抜本的に強化する必要があると考え、新たにこの法律案を提案したものです。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げ

第一は、自衛隊等の特定の行為により生ずる障害の防止等のため、特定の公共施設等について必要な工事を行ない、または学校、病院等の防音工事を行なう地方公共団体その他のものに対し、国が補助するものとしていることがあります。

第二は、特定の飛行場等の周辺において、自衛隊等の航空機の音響に起因する障害の度合い等に基づいて、外側から第一種、第二種及び第三種の区域の指定を行ない、国は、第一種区域に所在する住宅について防音工事の助成を行ない、第二種区域内から外に移転を希望する者に対する移転の補償及び第二種区域内の土地の買い入れを行なう。

とともに、移転先地における公共施設の整備について助成を行ない、さらに第三種区域に所在する土地については緑地帯その他の緩衝地帯として整備するよう所要の措置をとるほか、国が買い入れた土地を地方公共団体が広場等の用に供するときは、これを無償で使用させることができるものとしていることがあります。

第三は、防衛施設の設置または運用により、その周辺の住民の生活または事業活動が阻害されると認められる場合において、その障害の緩和に資するため、生活環境施設または事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置をとる地方公共団体に対し、国が補助することができるものとしていることがあります。

第四は、防衛施設の設置または運用が周辺地域における生活環境または開発に及ぼす影響等を考慮して、内閣総理大臣が特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村を指定することができるものとし、国は、特定防衛施設関連市町村に対して公共の施設の整備に充てる費用として特定防衛施設周辺整備交付金を交付することができるものとしていることがあります。

その他、防衛施設周辺の整備等を行なう地方公共団体等に対する資金の融通、あっせん、普通財産の譲渡等について所要の規定を設け、また、自衛隊の航空機の離着陸等のひんばんな実施その他行為により農業、林業、漁業等を営む者に事業経営上の損失を与えた場合における補償について所要の規定を設けることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(寺本広作君) 引き続いだて、本案の衆議院における修正部分について説明を聽取らいたしました。衆議院内閣委員長代理野呂恭一君。

○衆議院議員(野呂恭一君) ただいま議題となりました防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案に対する衆議院の修正につき、その趣旨を御説明申し上げます。

政府原案では施行期日を昭和四十九年四月一日としたしておりましたが、衆議院における議決の時期がすでにその日を経過いたしておりますので、これを「公布の日」に改めた次第であります。

○委員長(寺本広作君) 以上で説明は終わりました。

本案の審査は後刻に譲りたいと存じます。

○委員長(寺本広作君) 次に、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案、以上両案を一括議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○戸田菊雄君 過日の五月十六日の当委員会においてであります。国家公務員共済組合等に対しては鉢木委員なり、あるいは宮崎委員等からいろいろと基本的な問題について質問があつたようですが、これに対する答弁資料があるそうですけれども、私はこれを読んでも、これはお役人の間で書かれたことでございましょうから、率直に言えといふことですから、私は率直にそういう資料なしでお答えしたいと思いますが、これは恩給の場合におきましても常にこれが問題になつていては御指摘のとおりでございます。私どもこれを党にあって審議するにあたりましては、いかにもそういうことがあるじゃないか、一年半前、もう少し縮められぬか——これでも確かに縮めてきたはずなんです。たしか前は二年ぐらいい前のやつをとつておったのですが、それをいろいろ努力をして縮めてきておるわけで、これは今後もそういうような努力をしていかなきならぬと思いま

うになつております。公務員賃金との間に一年半の開きが生じておるわけありますが、厚生年金の場合は物価スライドをとつて、これも一年前の恩給、年金、これは一年前の公務員賃金のアップを基礎にして来年の十月から実施するというふうになります。公務員賃金との間に一年半の開きが生じておるわけありますが、厚生年金の恩給、年金、これは一年前の公務員賃金のアップを基礎にして来年の十月から実施するといふ

石油危機以来、一連の生活必需品が暴騰するという、三月現在で前年同期比でいきますと、卸売価格は実に三七%近く、あるいは消費者物価は二六%をオーバーするという、こういうものすごいインフレの状況にあるかと存じます。そういう中で今回の国民春闘といわれる賃上げ、これはおむね三〇%程度いっているわけですね。したがって、人事院勧告もやその辺の前後をおそらく勧告されるであろうということは予想されるわけですが、そういうときに年金の今回の改定、こういうのをあくまで一年半前のそういうものを土台にしているということに非常に私は矛盾を感じているわけですけれど、この辺は、いずれにしても、やはり最近の物価上昇なり経済動向に伴つて年金額の改定というものをやっていくべきじゃないだろうか、こういうふうに考へるんですけどそれほど、その基本問題について今後どういう対応措置で臨まれていくのか、これは運輸大臣に率直に見解をお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(徳永正利君) 何かここに書いたものが、これに対する答弁資料があるそうですがそれとも、私はこれを読んでも、これはお役人の間で書かれたことでございましょうから、率直に言えといふことですから、私は率直にそういう資料なしでお答えしたいと思いますが、これは恩給の場合におきましても常にこれが問題になつていては御指摘のとおりでございます。私どもこれを党にあって審議するにあたりましては、いかにもそういうことがあるじゃないか、一年半前、もう少し縮められぬか——これでも確かに縮めてきたはずなんです。たしか前は二年ぐらいい前のやつをとつておったのですが、それをいろいろ努力をして縮めてきておるわけで、これは今後もそういう努力をしていかなければなりません。それから、実際計算の問題として、なかなか先取りするようなことが、年金なり恩給なりという場合にはむずかしい問題もあると思います。しかししながら、いまおっしゃったようなそういうことに少しでも近づけるような努力は今後もしてい

かなければならぬと、私はかように考えております。

○戸田菊雄君 まあ今回、ことに経済弱者といふとか、生活保護対象者であるとか、こういった社会的弱者については、現下のところ、この国会でも、何らかのインフレ手当的なものを措置をしないで、一人当たり二千円見当の回答をしたことは事実なんですね。その後、一連の制度上からくる経済弱者に向けての優遇措置をはからうということでおもね六百億をこえているのではないかと、こうおもね六百億をこえているのではないかと、こう考えるのですけれども、そのくらい緊急事態として現下の経済動向からいければ何としても政府が処置をしなければいけないという、こういう事態に改定ですから、当然やはり今後年金を土台にして余生を送つていくような、そういう対象者について思い切った改善措置をやるべきが至当じゃなかつたかと思うのですけれども、いまの運輸大臣の率直な御意見はそうだと肯定はしているけれども、具体的に当面どうするかということについても、具体的に当面どうするかということについては、法案の審議過程でまあ一つでも二つでも私は注力できるものはやつしていくのが当然ではないかと思うのですけれども、そういうきわめて現実の問題に対する取り組み方については、どうもやはり一貫して、従来の役人のやり方といいますか、そういう状況を踏襲しているにすぎないじゃないか。これは三〇%近くも物価が上がっているのですから、何としてもそれに見合う一つの応急措置をこの中に取り入れていってはどうかと思うのですが、これは修正とかなんとかでもってこちらが

つもりでお答えしたのですが、いまさしあたつて、

あとで詰めていろいろ作業をやるという、そういう準備はどうですか、大臣、お持ちですか。

○國務大臣(徳永正利君) 先ほどの御質問は、非常に原則的な高邁な御議論だと思って、私もその

○戸田菊雄君 これは大臣ね、數字的にもはつきりして考へておるかといふと、この年金の改定時期をさらに繰り上げるかといふことは、これまたなかなか困難な問題あるようでござりますけれども、しかし今後の課題としていま慎重に検討をしておるわけでございまして、そういう状況でござります。

があろうと思ひますけれども、当面の問題として
は、中心になります恩給をどういうふうに考えて
いくか、支給時期等あるいはその他の問題について
てどう考えていくかということをいまやつていて
最もということです。

う差があるわけでござります。また、支給率につきましては、公企体のほうは最高等の制限がないわけでございますが、国家公務員のほうは最高制限がある。また、支給率についても七〇%という制限があるわけでございます。その反面、公企体のほうには最低保障がない。国家公務員の場合には最低保障がある。また、直接年金の問題でございませんが、退職金につきまして、国家公務員のほうは一〇〇%出るのに対しまして、公企体のほうは九七%。三%減らしている。

はきびしく言っておるわけですね。
その一つとして、いまの問題と関連をしまして、「とくに他の共済組合法が、被用者年金の中核である厚生年金制度の大幅な改正に対応し通算退職年金の算定方式に準ずる方式により低額年金を改

はきびしく言っておるわけですね。
その一つとして、いまの問題と関連をしまして、「とくに他の共済組合法が、被用者年金の中核である厚生年金制度の大幅な改正に対応し通算退職年金の算定方式に準ずる方式により低額年金を改善する措置を講じようとしているのに、本共済組合法のみがこれにならおうとせず」、こういうふうになつておるのですね。これは明確に提起をしておる。これは四十九年の二月二十八日ですから、今回原案をつくって提案するまでに相当膨大な期間かかるに至りますよ、うつぐであります。二十九、

りしていると思うのですよ。今回の改定のあれは人事院勧告で一五・三%ですから、この値上げが一年半前の確定によつて今回の改定が行なわれてゐるわけですね。ところが、今度の人事院勧告はおおむね三〇%になるだらう、半分ですね。物価上昇はさつき指摘してきたとおり、そういう状態の中では、いわば経済弱者といふことになるでしょ、年金受取者は全部対象者。だから、そういう

きましては、さらにこれから先どういうふうにそういう問題を改正、修正の中に取り入れていくかということについては、政府といたしましても勉強してまいらなきやならぬことだろうと思いまが、さしあたりは、先ほどお答え申し上げましたような措置をいま検討しておるということで御了承いただきたいと思います。

以上申し上げましたような点が述べてあるけれども、統一的な制度を持っていきたいということで、これまでこの法律の審議の際の附帯決議でもいろいろ指摘されておりますが、私どもいたしましても、できるだけ調整したいということで努力をいたしたわけでございます。しかしながら、残念ながら私どもの努力が足りなかつたこともあると思ふ

間があつたと私に思ひます。それで、答申に基づいて、政府はいろいろと、答申があつた場合には、それなりにその法案提案等についてその旨を附加して詳細に説明をしておる。忠実に実行しましょ
うといふようなものは、いままで慣行としてやら
れたことがあります。今回に限つてこういう問
題について何かわかれどしては理解に苦しむよ

対象者に向けて何らかの改善措置が今回実行なれどもよかつたのではないかというふうに考えるのですけれども、その点を私は聞いている。これがもしいろいろな面で、審議の過程となるほどと納得のいくような事項があるなら、それは即座に決断するものはしますよ、大臣の範囲内で私はできることは一ぱいあると思いますから、そういう面

合法の問題での今回の改正点について逐一質問してまいりたいと思うのですが、今回の改正で、当初政府原案に、最低保障額、この制度の定額制のものについては挿入されておったんですけどね。も、通算退職年金に準ずる方式のものについては、これは当初原案に入つておらなかつたのですね。それが衆議院の大蔵委員会において、退職年金が

○戸田菊雄君 ございますけれども、その調整ができなかつたわけ
でございます。したがつて、今後もその調整を続けて
るということで、今回はそういう差をそのままに
して改正案を出したということで、そのためには通
算退職年金方式も採用しなかつたというのと、提
案したときの私どもの考え方でございます。

うな、そういう原案対応が出てきたということにだつては、いまの説明でわかりますけれども、これはやっぱり忠実にそういう面での作業を私は進めていただきたいと思うのです。そうでないと、せっかく現行の各般の諮問者が鋭意努力をしてつくり上げた答申内容でござりますから、そういうものを政府の行政部門でカットするというような

○國務大臣(徳永正利君) 先ほど来申し上げていい
るような現在の状況でございますけれども、おつ
しやるようには、ひとり公共企業体の退職年金ばか
りでなくて、これはもう連動しているわけでござ
ります。お答えを願いたい。

るいは廢疾年金、遺族年金等々、これが大幅修正になつたんとござりますけれども、これは社保修正の答申内容を見ましても明らかなように、あらかじめ十分その旨を指摘をされておるわけですね。これはなぜ一体原案の段階でそういう処置をまず

しておった、あるいは関係者の調整がうまくいかなかつた、こういうことですが、関係者の調整というと、大蔵省ですか。

○政府委員(住田正一君) 調整の問題は、その対象になりますのは、三公社の経営者側と組合側と

ことは、どうもわれわれとしては了解に苦しむ。こういう考え方を持つておるわけでござりますが、この辺の答申とのかね合いについては一体どうお考えでしようか。将来に向けてもひとつ構想があればお話をしていただきたい。

いまして、もちろん、提案理由の中の説明にも申し上げておりますように、恩給法等の一部を改正し上げておきますが、この改正、修正と申しますが、等につきましても、先ほど御説明申し上

とられなかつたのか、この理由をひとくお聞か
願いたいと思います。

○戸田薦雄君 労使の主張点の相違があることは
私わかりますが、その辺の調整が具体的にはうまく
いかなかつた、こういうことでしようか。
○政府委員(住田正一君) そのとおりでございき
す。

げましたように、ただいま慎重に検討をしている
わけでございます。したがいまして、今後の問題
としては、いろいろいまおっしゃったようなこと

それに対しまして、国家公務員の場合には、現在は過去三年間の俸給の平均。今回の改正で一年平均となる。したがって、最終俸給と一年平均とい

○戸田健雄君 ただ、社会保障制度審議会答申の昭和四十九年二月二十八日、これはずつと検討しましたけれども、非常に重要なことを今回の答申

は一種の最低保障の役割りを果たしているわけでございますので、先ほど申し上げました最高制限と最低制限、両方を設けるという調整の段階で、通算退職年金の採用についても、関係方面——まあ三公社の労使でございますが、調整をとったわけでございますけれども、その調整がとれなかつたということで、この採用を見送つたわけでござります。しかし私どもいたしまして、やはり社会保障の基礎である最低保障の制度がこのままで、何ら規定しないままではうつておくところで、今後ともそういう面の是正について努力していくことを考えております。

○戸田菊雄君 この遺族年金の最低保障についてお伺いするわけですから、同じように、社保審の答申では、「共済制度の遺族年金受給資格が短縮されたのに、他の共済年金と同様な最低保障額の設定を今回も見送った点は了解したい。これらは、皆年金時代における公的年金のあり方として極めて問題」だ、こういう指摘がございますね。さらに公務員の場合については、「一年以上で死亡すれば遺族年金が支給されるよう今回改正になつた。それから公企体の場合も同様でございません。いずれにしても支給されることになつておるわけですから、しかし、この公務員の場合には、勤続年限十五年以上の場合には、十八万三千円以上の俸給の場合には二十五万四千四百円よりは高くなるわけ少ないと、私はいいんですけれども、大臣はいかがでしょうか。いまの回答で十分早期に検討すると、こういふお考えでどうか。

○戸田菊雄君 御指摘のように、この遺族年金の最低保障の二十五万四千四百円をオーバーする場合には大体どのくらい差が縮まりますか、具体的に。この二十五万何がしと、この通常退職年金方式、これでいった場合ですね、現行。

○政府委員(住田正二君) 通算退職年金方式によりまして、国家公務員にございます遺族年金の最低保障の二十五万四千四百円をオーバーする場合について申し上げたいと思います。

勤続一年以上十年以下の場合には、俸給月額が三十二万四千円あれば通算退職年金のほうが多い。実際には勤続年限が一年から十年でそういう高い俸給を取つていての方はないかと思います。それから勤続年限十五年以上の場合には、十八万三千円以上の俸給の場合には二十五万四千四百円よりも多くなるということをごぞいます。これらは実際問題として勤続十五年で十八万三千円という給料は少ないかと思います。それから勤続二十年以上の場合には、俸給月額が十一万二千円以上の場合には遺族年金の二十五万四千四百円よりは高くなっています。それから勤続二十年以上の場合には、俸給月額が十一万二千円以上の俸給が大半だろうと思います。したがつて、もう一つは、この三%削減問題ですけれども、公社職員の退職手当ですね、これが三公社の場合は最終号俸、さつき御指摘になつたとおりなんです。しかし、この退職手当の場合が今回一年平均と変わりましたですね。それから三公社の場合は最終号俸、さつき御指摘にこの問題について、国家公務員の場合は從来三年平均が年々平均と変わりました。それから三公社の場合は最終号俸、さつき御指摘になつたとおりなんです。しかし、この退職手当の場合ですね、結局まあ、そういう最終号俸と一年平均と、こういう差があるからでしょう、結果的にこの三%削減、こうしたことになつていてるんですね、この三%の根拠はどういうところにあるんでしょうか。まあ解説書もあるようですが、この三%の根拠はどういうところにあるんでしょうか。まあ解説書もあるようですが、ちょっと抽象的でありますから、具体的にその内容について、三%の根拠についてまずお伺いしたい。

○政府委員(住田正二君) 国家公務員につきましては、ただいま御指摘ございましたように、遺族年金の額が最低保障額に達しないという場合がありますが、まあこの三%の計算の根拠というの非常にむずかしい点があるわけでございます。

○戸田菊雄君 いまお伺いしましたように、実質

られている制度でございます。私どもいたしましては、こういう最低保障と同時に、まあそれに対応いたします最高制限の問題をあわせて解決したいということで努力をいたしたわけでございましたけれども、その調整ができなかつたということは、やっぽり早期に改定をする性で最低保障を見送つたと、遺族年金もその最低保障の一つとして見送らざるを得なかつたという実情でございます。

○戸田菊雄君 これは通常退職年金方式をした場合には大体どのくらい差が縮まりますか、具体的に。この二十五年何がしと、この通常退職年金方式、これでいった場合ですね、現行。

○政府委員(住田正二君) 通算退職年金方式によりまして、国家公務員にございます遺族年金の最低保障の二十五万四千四百円をオーバーする場合には大体どのくらいの差が出ますか、かつての三%が妥当ですか。いまの回答で十分早期に検討すると、こういふお考えでどうか。

○戸田菊雄君 これは、いま回答があつたことで私はいいんですけども、大臣はいかがでしょうか。いまの回答で十分早期に検討すると、こういふお考えでどうか。

○政府委員(住田正二君) 御指摘のように、この遺族年金の二十五万四千四百円というのは、公企体共済の場合にも相当の意味を持っているわけでございまして、私どもとしてはできるだけ早期にこれを採用したいという考え方をとつてあるわけでございます。今後もそういう方向で努力をいたしたいと考えております。

○政府委員(住田正二君) 御指摘のように、この遺族年金の二十五万四千四百円というのは、公企体共済の場合にも相当の意味を持っているわけでございまして、私どもとしてはできるだけ早期にこれを採用したいという考え方をとつてあるわけでございます。今後もそういう方向で努力をいたしたいと考えております。

○政府委員(住田正二君) これは、いま回答があつたことで私はいいんですけども、大臣はいかがでしょうか。いまの回答で十分早期に検討すると、こういふお考えでどうか。

○戸田菊雄君 これは、いま回答があつたことで私はいいんですけども、大臣はいかがでしょうか。いまの回答で十分早期に検討すると、こういふお考えでどうか。

○政府委員(住田正二君) いま政府委員からお答え申し上げたよろづな方向で努力してまいりたいと、かように考えます。

○戸田菊雄君 それからもう一つは、この三%削減問題ですけれども、公社職員の退職手当ですね、これが三公社の場合最終号俸、さつき御指摘になつたとおりなんです。しかし、この退職手当の場合ですね、結局まあ、そういう最終号俸と一年平均と、こういう差があるからでしょう、結果的にこの三%削減、こうしたことになつていてるんですね、この三%の根拠はどういうところにあるんでしょうか。まあ解説書もあるようですが、この三%の根拠はどういうところにあるんでしょうか。まあ解説書もあるようですが、ちょっと抽象的でありますから、具体的にその内容について、三%の根拠についてまずお伺いしたい。

○政府委員(住田正二君) 国家公務員の退職金と公企体の退職金との間に三%の差があるわけでござりますが、まあこの三%の計算の根拠というの

的には二十年以下が問題だと、こういうことになります。それは、こういう最低保障と同時に、まあそれにあってもこの最低額が保障されるわけですね。だから、そういうところにこの一つの矛盾があるわけですから、これはやっぱり早期に改定をする性格のものではないかと思うんですけれども、これは前途に對してその考えはどうでしょうか。

○政府委員(住田正二君) は前途に對してその考えはどうでしょうか。

○戸田菊雄君 これは非常にむずかしい点があるわけでございます。また、年金を受ける期間、まあこれは平均寿命の問題になるかと思いますが、これも非常に延びてきておるわけでございまして、そういう点を計算して考えますと、かつての三%が妥当であるかどうかについて非常に問題があり、あるいは一〇%ぐらいの差であるという差も出てくるわけでございます。したがつて、今回三年を一年にして場合に何%が妥当であるかということについての計算が非常にむずかしいということがございまして、まあ三%の点については手をつけないで見送つたというのが、法律案をお出ししましたときの実情でございます。

○戸田菊雄君 現在三年から一年に変わつて、公企体が最終俸給でございますが、一年と最終俸給の間でも若干の差があるわけでございます。といいますのは、公企体の場合、これは国鉄を例にとりますと、大体四月一日が昇給の時期でございます。したがつて、最終俸給というのは大体四月一日の給料がそのままになる場合が多いわけでございます。それに対して、国家公務員の場合には年に四回昇給をいたしておりますので、まあ平均をいたしました結果が年々平均と変わつたのです。それで、最終俸給と昇給率が半分減つてくるわけでございます。また、最終年次には特別昇給とか、あるいは昇給というようなことが一般に行なわれております。それは長い勤続によって昇給をしたり昇格をしたりするわけでござりますので、退職の年にはそういうものが認められる可能性が多いわけでございます。それが認めた点を考慮いたしまして計算すると、場合によつては一・五%ぐらいの差ということもありますし、場合によつては四%ぐらいの差、これは昇給の回数を何回見るかということによつても変わつてくるわけでございまして、先ほど申し上げまし

たように、計算が非常にむずかしいということと、現在の俸給制度においても三〇・前後の差が出てます。従つて、この点もこのままいいと考えていますが、この点もこのままいいと考えているわけでございませんで、私どもいたしましては、基礎俸給をできれば国家公務員と公企体の間の基礎俸給を調整していくみたい、その過程でこの問題も解決したい、さように考えているわけでござります。

○戸田菊雄君 今後の方向についてはよくわかつたのですけれども、まあ常識的に考えますと、從来三年平均の公務員関係について一年平均になつたと、いまの説明によりますと、その間四回の昇給が考えられる、こういうことですけれども、いざなにしても年数が二年縮まつたわけですから、その差は三回よりもかく低くなつたという考え方

○政府委員(住田正二君) 先ほど申し上げました
ように、国家公務員と公企体との昇給の回数が違
うという点の差と、もう一つ非常にむずかしいの
は、昇格または特別昇給が年に一回あるか、ある
いは二人に一人、○・五回あるかということです
をわれわれ持つんですけれども、いまの誤差は大
体どのぐらいに考えられておりますか。

○戸田菊雄君 そうすると、三年平均と一年平均になってもその誤差はやはり三%。これは実質的に低くなりませんか。一%とか二%とか、減少しています。

人は必ずやめる前に昇給あるいは昇格するといふ前提に立ちますと、三%程度の差ではないかと思

われるかと、あるいは平均寿命がどれぐらいあるかということをどう想定するかによって違ってくるわけございまして、まあ少なくとも三%の差ではない、それよりかなり大きな差があるというふうに考えて間違いではないと思います。したがって、三年から一年になつたから当然三が二になるということではなくて、計算のしかたが非常によつては一・五%や二・一%の差にもなりますし、易

合によつては四%ぐらいの差になるということです。さいまして、まあ二人に一人ぐらい昇給あるいは昇格するというふうに見れば、大体三%程度に近い差があるのでないかというように見ております。

○戸田菊雄君 内容はわかりますけれど、解説書ではこういうことになつてゐるのです。「国家公務員並みの支給率から、長期給付（年金）の支給額の有利な部分のうち、国庫負担に相当する部分（有利部分の五五%）」こういふものを割り引いた残りの数値であると、こういうことになつておるのであるが、この算定基礎、もしさとで資料があればひとつ御提示願いたいと思うんですが、それ、ひとつお願いしたいと思うんです。

まあ、いずれにしてもこういう一つの不公平が存在をすると、現状の状態にあるわけですか。この点は、いまお答えになられたように早期にひとつ検討、改善、こういうことをしていただきたいと思うんですが、そのことはひとつ大臣にも御答弁をいただいておきたいと思います。

○國務大臣(徳永正利君) 先ほどお答えしました

ようにも早急にそういう問題についておひと努めをしてまいりたいと思います。ただ、私はね、まあ国鉄部長がそのみんなのやつをやってるんで、あの三公社の中にも、この問題についていろいろな異論があるわけなんです。これはもう先生のほうがよく御存じですが、その調整が、私も最初、いろいろこの中に入つてみて、こっちをとれぱこっちがしかぬと言うし、こういつたらどうだとか言つたら、いやそれはおれのほうが承服できぬ

いうやあいで、なかなか調整が困難で、それにましてや、国家公務員等も、こんなものは一緒にしたいいと思うんです。ものの考え方、積算の基礎なんというものは、ところが、またこれが調整がそれぬということで、いろいろ苦労をしてるわけでございますが、いかにも御指摘の点等について、は、それでもできるだけ有利な方向に縮めるように努力をしてまいりたいと、かようて考える次第にござります。

○戸田菊雄君　まあ、せひいま大臣言われたよう
に有利な方向で早期に改善、縮めることで、これ
はひとつ要望しておきたいと思うんです。それか
ら、この点も実際これは回答でわかりましたけれ
ども、やはり社保審の中では明確に本問題につい
ても指摘をされている点なんですね。ですから、
公正な審議会の意向でもありますから、いまの大
臣の意向でひとつせひ御検討願いたいと思いま
す。

次に、この審議会のやっぱり答申内容で重要な
ことは国庫負担の問題ですけれど、これも「本審
議会がこれまで再三にわたりその必要性を述べて
きた本制度に対する国庫負担が未だ実現を見ない
のは遺憾である。」、こういうことになっているわ

けですね。ことに、三公社に対しましては政府が一五%の国庫負担、こういうたてまえになつてゐるわけです。現在はしかし、この三公社は五七・五%，組合員が四二・五%，こういうことになつてゐるわけなんですが、これはかつて、四十六年の五月二十四日ですか、六十五国会、この国会でも「公共企業体の共済組合に対する負担の軽減

を図ることについて検討すること——こういう明確な附帯決議も実はあるわけなんですが、この国庫負担についていまだ実行を見てないということは、今後の三公社の共済財政等の前途を見まして私は非常に危惧をするものがあるんですが、この点はどうでしょう。何とかこの国庫負担のレベルに乗せることはできないでしょうか。

○政府委員(住田正二君) まあ現在の考え方は、この公企体共済年金の事業主体である三公社が同

時に公経済の主体であるといったてまえで国庫負担分を三公社が負担しているというのが現状でございます。で、これまでたびたび國庫負担について、國が持つべきじゃないかという御指摘を受けているわけでござりますが、國鉄だけについて申し上げますと——まあ他の二公社の年金財政はそれほど悪くないといいますか、毎年かなり改善されてきております。したがつて、問題があるのは國鉄ではないかと思ひますが、國鉄の年金財政は

確かに毎年若干ずつ悪くなってきております。同時に、親元の国鉄財政も非常に悪いわけでございまして、昨年度で累積赤字が一兆円をこえる。単年度でも三千四百億の赤字を出すということで、国鉄財政は危機に瀕しているわけでございます。そのために現在国鉄の財政再建計画を実行いたしているわけでございますが、この国鉄の財政再建についての考え方は、総合助成主義ということは必ずしも妥当ではないかと思ひますけれども、出資であるとかあるいは工事助成金であるとか、あるいは再建債についての利子補給金、そういうものを総合いたしまして国鉄の赤字を十年先に解消して黒字に転換するという考え方で現在再建を進めているわけでござります。

もう一助成のやり方としては、各々の問題を取り上げ総合的な助成ではなくて、個々の問題を取り上げて助成すべきではないかという意見、考え方もあるわけでございます。たとえば、いわゆる地方開拓線、ローカル線の赤字を国が見るべきであると、あるいは共済年金の赤字といいますか、財政が悪くなっている点について國がめんどうを見るところから、よど三月一日に開拓局の開拓

が
あるしに学生書院
選考委員会の目録の食
助分を国が肩がわりすべきだ、そういう個別的な
助成を通じて国鉄財政再建をやるという考え方方
あるうかと思ひますけれども、現在のやり方は總
合助成主義というようなやり方で見ているわけで
ござります。したがつて、名目は違つております
けれども、場合によつては人件費の一部を国が見
ているという考え方もできるわけでございまし
て、國鉄が現在共済年金について負担しております

すのはすべて人件費の中に含まれているわけでござりますので、現在の総合助成主義といややり方をとる以上、特別な問題を取り上げて助成するということは非常にむずかしいのではないかと思いますけれども、今後の国鉄財政再建の一環として、国鉄の共済年金が非常に悪くなつた場合にどういうふうに対処するか、今後の問題として検討を進みたいと考えております。

ていただきたいと思います。それから大蔵省、政務次官おられますから。

(○説明員(清水栄春) 国庫負担の問題についておもと
ては、私どもがねがね関係個所にお願いをいたし
ておるところでございまして、過去におきまして
も、昭和四十四年度の国鉄の監査報告書にもこの
問題が指摘されておりまし、昭和四十五年度の
私どもの總裁の諮問機関である収支計画策定審議
会におきましても早急にこれを実現すべく国庫負
担をすべきであるということを答申されておりま
して、それに基づきまして私ども銳意努力はいた
しておるつもりでございますが、金額にいたしま
して、大体収支策定会議で取り上げられておりま
す項目は、国の社会保険助成の代行部分——現在
厚生年金等におきましては国庫負担約二〇%を
持っておりますが、そのほか国の戦後処理政策の
代行部分といたしまして、軍人とかあるいは満鉄
からの引き揚げ者に対する長期給付の額と、こう
いったものは国庫負担でお願いいたしたいといふ
ことをお願いいたしておるわけでありますと、大体この
十九年度予算ベースで申し上げますと、大体この
額が二百九拾億というふうに私ども考えておりま
して、今後ともお願いしてまいりたいと思つてお
ります。

○戸田菊雄君 大蔵省主計官来ておりますね。
○政府委員(柳田桃太郎君) 御質問の点につきましては、
してお答えいたしますが、現時点におきましては、
二つの理由で、国庫負担をふやすことについてには、
適当でない、という判断をいたしておりますが、そ
の理由を申し上げますと、一つは、こういう共済

立場から負担すべきであるという原則はしまだ立てておるわけでございます。したがいまして、国鉄財政が非常に困難においでは國鉄全体について再建計画について政府はいかにこれを救済するかということを考え、その中でやはり國鉄自身がこの共済制度についても考えていくという、そういう制度のもとにいま考えております。第二は、現在では年金の支給金額はおのずから違つております。まして、その違つた制度のもとにおいて直ちに負担率を引き上げていくということは均衡を失するということです。現在においては負担金を上げることをいかに考えるかといふことは将来の研究課題としてやはり積極的にこれは推進していくものだとわれわれも考えて進んでおります。

○戸田兼蔵君 これは、政務次官、非常に現状を無視した大藏省の考え方じゃないかと思うんですけれどもね。これは国鉄財政十カ年計画のときにもぼくは指摘をした点なんですが、イギリス国有鉄道あたりでは、たとえば大投資、たとえば新幹線全国ネットワークをこれからやっていくというような部面については、これはもう採算制では成り立たぬですね、だれがやつても。ですからそういう問題、投資部面についてはできるだけ政府が援助をしていく、こういう体制をとつてます。それから具体的な項目ですね。たとえば安全対策でもつて踏み切り整備、立体化をやるような場合も、これはもう政府が全部やりますよということです。それで至れり尽くせりの援護体制をとつて、なおかつ運賃を値上げしなければいけないというような事態があれば、そのときは初めて国民の了解を求めて運賃値上げができる、こういう形を非常に縦密に検討されて計画されてやつてます。ところが、いまの日本の大藏当局としては、この国鉄に対してそういうなるほどというような、いわば財政上の問題について、あるいはいま言つた年金の国庫負担部面についても、そういう点はやつてしませんね。だから、そういうことを遺憾なくやつ

されども、そうじゃないんですから、すべてもう自前方式で、あらゆるものがそうですよ。それは十兆円以上の大投資をやっていくわけですから、それを全部かせぎ出せといふんでしょう。これはだれがやつたって、全国的に二万数千キロの延長キロを持つ国鉄が、これは赤字路線も相当あるわけです、政治路線もあるわけですから。そういう経営実態から考えればこれは無理な話だと思うんですね。ですから、いま政務次官が言われるような負担率の公平あるいは財政再建等々を考えるなら、こういう問題を含めて早期に私はもう一回やり直さなくちゃいけないと思うんですよ。そういうことはやっておらないですからね。だから、この点のいわば国鉄の経営実情等について、もう少し私は財政当局として前向きで検討してもらおう必要があるんじゃないのか、こう思うんですがね。それはどうですか。

すから、下降線ですね。それから電電の場合は四百三十四億、五百十二億、五百三十五億ですから、これもやや上昇。この中で一番国鉄が、いま言うたように、その当期利益の状況も悪化の状況にいっているということが言えると思うんですが、そういう理解でよろしゅうございますか。

○戸田鶴雄君 そういうことだから、私は、この
社保審の答申の中で本問題について、「本審議会が
これまで再三にわたり必要性を述べてきた本制度
に対する国庫負担が未だ実現を見ないのは遺憾で
ある。」ということをやはり強く指摘をしているん
だろうと考えます。同時に、これはあとで触れま
すけれども、この「国鉄共済組合は成熟の度合い、
社員の手当蓄成からみて、将来の財源に確たる見

通しをたてこれに応ずる計画を策定しない限り、その財政基盤には大きな危惧の念をもたざるを得ない。」こういう指摘をばりやつしているんだろうと思うのです。ですから、こういう問題について、財政補てんといいますか、先ほど大蔵政務次官なり主計官からは、総合助成主義がたてまえであるから、それは不公平になつちゃいがぬからと、こういうことなんですが、いま言つて、いるよう非常に国鉄の前途というものは憂えるような状況になりますから、これに対しては何らかの対応措置をとつていかなければいけないだろうと、こういうふうに考えるんですけれども、これは運輸大臣と大蔵省見解をひとつ。

○政府委員(住田正二君) 先ほど申し上げましたように、国鉄に対する財政再建の方式としては総合助成主義的な考え方でやつておるわけでござります。で、本年度でも四十九年度でも二千億をこえる助成金を国鉄に交付いたしておるわけでござります。したがつて、先ほど共済事務局長から答弁がございましたが、かりに国が肩がわりするといつたましても二百億程度の話でございまして、政府といたしましては国鉄に対し、それをするわけに上回る二千億以上の助成金を出しておるわけ

でござります。この助成金の中には出資もござりますが、利子補給的なものが大半でございますが、これが国鉄の損益の中に組み入れられているわけでござります。したがつて、見方によつては人件費の補助もしていふといふことも言えるわけでございまして、そういう助成を通じて国鉄の共済年金についての負担を減らしていく、あるいは緩和していくということでござります。ただ、今後の問題といたしまして、現在の総合助成主義的な考え方でやつていけるかどうかについては、今後問題も生じてくるのではないかと思ひますが、その際に今後の財政再建のあり方として、国鉄共済財政をどういうふうに持つていいつたらいいか、そういう点をあわせて検討したいと、さように考えておられるわけでござります。

國有鉄道なんだから当然社会保障をやるべきだと
思いますが、それを国鉄が国鉄の裁量で
やってこれをやるということよりも、もう少し、
ちゃんとした役所があるんですから、厚生省なら
厚生省というものが責任を持って、そして財政の
面においてもちゃんとした裏づけを持ってやるべ
きだと私は思うんです。で、まあ今まで国鉄が
割引やら何やらやっているのを全部集めると五百
億近くあるわけなんです。それにこの共済なんか
したら七百億ぐらいになるわけなんですが、三千

五百億ぐらい助成してもらっているからといって、役人は非常に遠慮いいしい、あまり大きなことなど言うとこの上十局次長の刃かう、またきゆつ

とやられるものだから、相当慎重にものを言つてゐると思います。私はこれは、たとえば社会保障

的な面、身障者の割引にしましても、あるいはその他割引にしましても、それから鮮食料品の割引というようなのは、ちゃんとした費目には

て、何か国鉄が国鉄の財政の中できよこちよこい

八、それから四十九年で額にいたしまして四十七億円、率にいたしまして千分の九十三でござります。それから国鉄の場合が四十七年度で四百二十二億円、四十八、四十九と一千九百九十一、四十九

じるようなことをせぬで、びしっとしたものをつくるべきだとと思うのです。そういう面で私は問題提起してみようと思うんです。で、この共済の問題にしましても、これがはたしていまのままがいいのか、あるいは私が考えているのが間違っているかもわかりませんが、それはそれとして、一へん大蔵省なりあるいは農林省なり、あるいは厚生省に、こういうようなものの考え方はどうなんだと、国鉄の裁量において判断するというよりも、より広範な知識を持ったところでものを整理していくというのがやはり私はいいんじゃないかといふふな気がするわけでござります。したがいまして、いま私は戸田委員の提案に対しましてはきわめて理解をしておるところでございまして、今後もひとつそういう問題を一へん政府の中においても私は近く提起してみたいと、かように考える次第であります。

○政府委員(住田正二君) 四十七年の実績で申上げますと、専売公社の場合には三十二億円ござ

いります。これは率にいたしまして千分の八十三でございます。それから四十八年で、推定でござりますが三十九億円、率にいたしまして千分の八十

う考え方で、あらうと思うのでござります。御承知のように恩給制度上、恩給に要します費用の負担につきましては、それぞれの職員が所属しております最終の会計において負担することになります。国鉄の職員として勤務されました恩給公務員にかかる恩給の費用負担につきましても、そういうよろなたてまえから国鉄が負担をしていくわけでございまして、そういう期間にかかる費用を、事業主であるし、またかつ公経済の主体でもあります公共企業体が負担をしているのは、そういうよろなたてまえなり考え方に基づくものでござります。

内容はありますけれども、そういう時期まで来て
いるという段階ですがね。

○政府委員(辻敬一君) この問題につきましては
いろいろな機会に御指摘をいただいたところでございまして、確かにいろいろな考え方ができると思っております。しかし、ただいま御説明を申し上げましたことを繰り返すようでござりますけれども、新法になります以前の分、つまり恩給期間あるいは旧法期間の分につきましては、いわば事業主あるいは使用主としての國なり公社が負担するというたてまえをとつておりますので、軍人なり満鉄なりの期間につきましても同様な考え方で、事業主である國鉄なら國鉄が負担するといふ考え方をとつておるわけでございます。

○戸田菊雄君 制度上、全然検討の余地はありませんか。

○政府委員(辻敬一君) この問題は先ほどお話を出ておりましたように國鉄の共済組合収支計画策定審議会の答申の中にも出ておるわけでございま

は国鉄内部の機関でございまして政府の機関ではございませんし、その答申も国鉄總裁に出された答申でございまして政府にあてられた答申ではないわけでございます。しかしながら、そういう御指摘もござりますし、また国会の場におきましても御指摘いただいたこともありますので、私どもいたしましてもいろいろな角度から検討なり見直しをしてきたわけでございますが、現在のところ、先ほど申し上げましたような考え方方に立ちまして、やはり事業主であるし、またかつその背景には、やはり先ほど申申し上げております公經濟の主体としての国鉄の立場があると思うわけでございます。まあ公社は申すまでもなく公共的性格を持つた機関で独占的に運営されておるわけでござりますし、予算につきましても国会の御審議を受ける、決算につきましても国会の御提出申し上げる、料金におきましても国会の御審議を受ける等々、あらゆる面で国に準ずる性格を持つた機関でございますので、そういう性格を考えましても、あるふはまた直接に事業主、使用者としての立場にあることを考えましても、いまのところそういう制度で適当なのではないかとうふうに考えておる次第でございます。

をいたしてまいりますし、その面から負担も徐々に正常化をしてくるのではないか、ある年度以降になりますと、収入と給付が見合ってくるようなる時期もあるようと思つておりますし、掛け金も平常化してまいる、また給与上昇もござりますから、負担増もそれほど大きくならないのではないかと、いうふうに考えておるわけでございますが、まあ國鐵共済の将来の見通し等につきましては、なおまた運輸省当局とも十分相談をいたしてまいりたいと思います。

○戸田菊雄君 国鉄職員の年齢構成はどういう状況になつておりますか。それから受給対象の動向はどうなつてしましょう。

○政府委員(住田正二君) 国鉄職員の年齢階級別組合員数と受給者数について申し上げます。

まず、年齢階層でございますが、全体の組合員数が四十五万五千九百人ございまして、そのうち、十九歳までの人が二千二百六十三名、それから二十歳から二十四歳までの方が三万六千五百八十三人、二十五歳から二十九歳までの方が五万八千七百七十人、三十歳から三十四歳の方が四万一千八百七十人、それから三十五歳から三十九歳までの方が三万四千九百五十一人、それから四十歳から四十四歳までの方が九万六千九百四十一人、四十五歳から四十九歳までが十一万一千四百五十六人、五十歳から五十四歳までの方が五万七千四百九十六人、あと五十五から五十九までの方が五千五百九十八人おられるわけでござります。

それから退職年金の受給者数でござりますが、全体で十四万五千七百四十九人ございます。年齢的に見ますと、四十五から四十九までの方が七百七人、それから五十歳から五十四歳までが二千九百二十三人、五十五から五十九までの方が三万九千四百八十六人、それから六十から六十四歳までが四万八百七十九人、六十五から六十九までが三万一千三十二名、七十七から七十四までが五百九十六人、そのほか七十五歳以上の方が一万二千人ほどおられます。このほかに減額退職年金をもらつておられる方が四千二百人ほどおられま

○戸田菊雄君 いま年齢構成で大体発表願つたん
ですけど、これを見ましても四十五歳をこえる者につ
いて約五万人ですね。そうすると、四十五万の中
で十六万人、おおむね四十五歳以上、こういう状
況になつてゐるわけですね。ですから、さつきの
いろいろな当期利益その他の考え方を聞いて、今
後退職者が相当大幅に増加——大幅といつてい
かどうかわかりませんが、とにかく多い。こうい
う状況にあることだけは間違いないんですから、
非常に前途、財政等の問題については、ことさら
審議会の答申を待つまでもなく、現状がそういう
状況で私は動いてると思います。ですから、い
ま辻主計局次長が話をされましたように、そういう
事態はもうすでに私は來てゐると思いますから、
ら、十分ひとつ運輸省等と財政の内容について検
討して、前途支障のないような対応措置をぜひ検
討していただきたい。そういうことでこれは要望
しておきたいと思います。

六%、それから満鉄等の外国特殊法人の勤務期間算入による増加額が九十六億、〇・四%。それから所要財源率改正によります増加額、これが千五百六十億、六・三%、増加恩給期間算入による増

加額が一億七千万ぢゃ」と歸納力あつて総三億
それから過去動債債務の利息増加分といたしまし
て四千三百八十四億 一七・七%，トータルが先
刻申し上げましたとおり二兆四千七百五十二億、
四十七年度の実績でござります。

○戸田雄雄君 いま資料が裏表になつたように、四十七年度末ですでに二兆四千七百五十二億円あるわけですね。この問題については、いわゆる公務員の場合ですと実額方式、三公社の場合ですと追加費用負担率、こういう方式でやっているわけですが、それであつて俸給総額の何千分の何%ということで、四十年代以降これは十分の五ずつふやってきて大体五百八十億六千五百万円、これを追加費用として入れて いる状況にございますが、このいまの二兆四千七百五十二億等の現在の過去勤務債務が実は全部三公社で負担をしていることになるわけですね。だから非常に財源的にも、さつきましていろいろと抽象的な意見で答弁いたしましたけれども、こういう具体的な問題については、やはり直ちに何らかの処置をしていく必要があるんではないかと思うんですかね。それは一べんに全部国が負担するということはなかなかむずかしいだろうと思いますが、このくらい膨大な金額をやっているわけですからね。だから、そういう問題については具体的にどういう一体今後の措置方向でいかれるのか、この点をひとつ聞かしていただきたいと思うんです。

ござりますので、その段階において国鉄財政再建の一環として救済していく、そういう考え方を現在持つておるわけでございます。

○委員長(寺本広作君)「この際、委員の異動について御報告いたします。」
本日、鈴木強君が委員を辞任され、その補欠として神沢洋君が選任されました。

○戸田菊雄君 それから千分の五の追加費用、これは今後も継続していくわけですか。

○政府委員(住田正二君) 千分の五は今後とも増加していくことになるわけでございます。

○戸田菊雄君 これは大臣の答弁もひとつ聞いておきたいんですが……。

○國務大臣(徳永正利君) 二兆四千億のこれは利息相当分としての額だそうでございまして、これではやむなくふやさざるを得ない、こういうことでござります。

○戸田菊雄君 最後に、ことしのベースアップが国鉄の場合ですと約二万九千五百円、当初要求の八五%割合にして約三〇%に近いですけれども、これを来年度いずれにしても実行しなければいけないんですね。これは財源上どういう状況になりましょうか。その内容についてひとつお聞かせ願いたいです。これは実行するわけでしょう、来年は三〇%個上げで。もちろん掛け金その他もふえてきましようけれども、どの程度の財源を要するか、その内容についてひとつ。

○説明員(清水晋君) お答えいたします。

今回の改定によりまして、大体給付のはうが年金改定で平年度約二百五十二億給付額があえてまいります。一方、四十九年度だけで見てまいりりますと百五億給付額があえる計算になつております。一方、先生御指摘の収入のほうで、ベースアップがございますので、掛け金あるいは負担金がかかるまいりますので、先ほど申し上げました収支が

○戸田菊雄君 いまの点は、これはもちろんベースアップの配分がきまつてございませんので、こまかい計算はいたしておりませんけれども、收支残は四百億台に四十九年度はなるんではなかろうかと、大きっぽにかように考えております。

それからもう一つ最後にお伺いしておきますが、これは四十九年の四月二十四日、衆議院の大蔵委員会で全会一致、附帯決議十項目、確定をされておるわけです。これはあとで委員長のほうにもお願いをいたしまして、内容について若干私も疑義がある点もございますから、修正その他でお願いをしたいと思うんですけれども、取り扱いについてはそういうことで委員長にお願いをしておきますが、その十項目の中で、最後の「公共企業体職員等共済組合に関する制度について、学識経験者等により調査審議する機関の設置について検討すること」、こうなっておるんですが、これは非常に抽象的だと思うんです。われわれの実際望んでおるのは、当該組合の代表の意見を聞くとか、あるいは経営者の代表の意見を聞くとか、そういうふうまさに審議機関にふさわしい陣容というものを具体的に整備をしていただきたいという考え方を持っているんですねけれども、この審議会制度の制度設定ないし内容等について、そういう考えについては一休運輸大臣どういうお考えを持っていらっしゃるか。

○政府委員(住田正二君) 事務的な話でござりますので私がお答えいたしますが、三公社につきまして審議会を設けよという御意見があるわけでございまして、私どもいたしましても、これまでの問題を検討いたしておりますし、今後も検討を進みたいと思っているわけでございますが、し

かし、非常にむずかしい問題もあるということを御認識いただきたいわけでござります。といいますのは、法律は、公企体共済年金で法律は一本でございまして、公社は三つある。もし審議会を設けますと、それぞれ監督をいたしております運輸省、大蔵省、郵政省に審議会を設けなければなりません。三つの審議会を設けましてそれぞれ意見が違つてまいりますと、その調整をまたはからなければいけないということと、三つ審議会を設けるわけにはなかなかいかないのじゃないか。そういう部やつていただくということにならうかと思しますが、そういたしますと、現在、便宜上公企体年金につきましては運輸省が担当いたしているわけですがございますが、そういう所管をいまのままでいいのかどうか。場合によつては総理府まで全部移さなければいけないのじやないだらうかといふような問題もからんでまいりますので、そういう点の調整が非常にむずかしいので簡単にいけるかどうかわれわれとしても自信がないわけでございます。しかし、今後各関係省と話しまして検討をいたしたいと思つております。もし、どういう形になりますかわかりませんが、審議会を設けた場合には、現在国家公務員の審議会でも同様だと思しますけれども、構成についてはいま先生の御指摘のあつた方向で処理されることになると、さようになりますか考えております。

○戸田鶴雄君 ぜひそういうことで御検討願いたいと思うんですね。

主として質問の態様が一般国家公務員の関係と比較対照できましたけれども、一般公務員も決していいわけじやないですからね、私は現行の制度上欠陥として指摘をしたんですから、その点は誤りのないように御理解をいただきたいと思うんです。

きょうはこれで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○委員長(寺本広作君) 午前からの審査はこの程度にとどめ、午後一時四十分再開することとし、

休憩いたします。午後零時三十分休憩

午後一時四十四分開会

○委員長(寺本広作君) ただいまから内閣委員会を開いたします。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○神沢淨君 私は、まず的確な答弁をいただきたく私の質問の主意を先に申し述べておきたいと思ふんですが、もちろん法案の内容についても順次お聞きをしていくつもりですけれども、それより先に私は実はこの法案が提案されるに至りました背景の中に非常に重大な問題があるように考えておるわけなんですね。すなはち、そこには、わが国の民主政治が軍事優先政策のために、しかもそれが政府みずから手によって空洞化され、破壊されつあるような危険な状況を私は感するからであります。したがって、まずその背景論議から質問に入りたいと、こう思ふんです。

そこで、まず田代防衛施設長官にお聞きをいたしたいんですが、ここに新聞記事のコピーがあります。二月八日に長官が山梨県の県庁を訪問されたときの記事であります。田代長官は、「政府は八日の閣議で、防衛施設設置場所は、背景に横田基地と富士演習場問題があつたからだ」と説明、新法の目玉である特定防衛施設調整交付金制度の恩典が北富士演習場にも適用されることを示唆した。「田代長官は同庁の藤井謙二調査官、水谷平一郎横浜防衛施設局長らと入甲、知事公會で四十九年度予算を査定中の田辺知事にあいさつ。統して県議会内で小林昌治北富士演習場対策

協議会会長と会談のあと、記者会見し、新法案などについて説明した。田代長官は法案の特徴として

①民生安定事業を弾力化する ②特定防衛施設

設置交付金制度の制定 ③飛行場の騒音防止関係事業の援助——を挙げ、全文は十九条からなると説明した。「云々ということになっているわけでもあります。

そこで、私はちょっとわかりかねるんですが、何のために、この閣議決定と同日ですね、二月八日、同じ日に山梨県に発表しに行つたのか。これはどうしなければならないような理由があつたのか。これまで、私はちょっとわかりかねるんですが、ちょっと私などには納得のいかないところでありまして、長官の見解を率直にますお聞きしたいと思います。

○政府委員(田代一正君) ただいま御質問ございましたけど、私が去る二月の八日の日に甲府に参りましたが、たしか十二時前後だったと思いませんが、度だつたと思いませんが、そのあと県庁に帰つてしまいまして新聞記者の皆さんにつかりました。何か新聞会見やつてくれという話がございました。その節に私は、実は、昨日、と申しますのは二月の七日でござりますけれども、七日の日に次官会議で法案が決定になり、おそらく本日は閣議で決定になるでしょうということを言い出しました。新法案の概要を申し上げたことは事実でございます。で、その節御質問がございました

田代知事に表敬訪問をいたしました。大体十分程度だつたと思いませんが、そのあと県庁に帰つてしまいまして新聞記者の皆さんにつかりました。

何か新聞会見やつてくれという話がございました。その節に私は、実は、昨日、と申しますのは二月の七日でござりますけれども、七日の日に次官会議で法案が決定になり、おそらく本日は閣議で決定になるでしょうということを言い出しました。新法案の概要を申し上げたことは事実でございます。で、その節御質問がございました

二月の七日でござりますけれども、七日の日に次官会議で法案が決定になり、おそらく本日は閣議で決定になるでしょうということを言い出しました。新法案の概要を申し上げたことは事実でございます。で、その節御質問がございました

二月の七日でござりますけれども、七日の日に次官会議で法案が決定になり、おそらく本日は閣議で決定になるでしょうということを言い出しました。新法案の概要を申し上げたことは事実でございます。で、その節御質問がございました

二月の七日でござりますけれども、七日の日に次官会議で法案が決定になり、おそらく本日は閣議で決定になるでしょうということを言い出しました。新法案の概要を申し上げたことは事実でございます。で、その節御質問がございました

二月の七日でござりますけれども、七日の日に次官会議で法案が決定になり、おそらく本日は閣議で決定になるでしょうということを言い出しました。新法案の概要を申し上げたことは事実でございます。で、その節御質問がございました

二月の七日でござりますけれども、七日の日に次官会議で法案が決定になり、おそらく本日は閣議で決定になるでしょうということを言い出しました。新法案の概要を申し上げたことは事実でございます。で、その節御質問がございました

二月の七日でござりますけれども、七日の日に次官会議で法案が決定になり、おそらく本日は閣議で決定になるでしょうということを言い出しました。新法案の概要を申し上げたことは事実でございます。で、なぜ私がこの時期に山梨県にわざわざ行つ

たかという御質問でござりますけれども、これは私昨年の十一月に着任いたしまして、すぐ予算編成でたいてんでございましたし、また予算編成が終わりましてからは日米安保事務レベル会議でワシントンに飛んだり、あるいは帰りましてからは

と説明した。「云々ということになつていて、ついでに各方面に、あります。

そこで、私はちょっとわかりかねるんですが、何のために、この閣議決定と同日ですね、二月八日、同じ日に山梨県に発表しに行つたのか。これはどうしなければならないような理由があつたのか。これまで、私はちょっとわかりかねるんですが、ちょっと私などには納得のいかないところでありまして、長官の見解を率直にますお聞きしたいと

思います。

○神沢淨君 まあ、李下に冠を正す話も昔はあるわけなんですが、私ども多少北富士問題というものの事情を知る者からすれば、まあとかその点にはおいおい触れていく予定であります。

○政府委員(田代一正君) まあ、李下に冠を正す話も昔はあるわけなんですが、私ども多少北富士問題といふもの的事情を知る者からすれば、まあとかその点にはおいおい触れていく予定であります。

○神沢淨君 まあ、李下に冠を正す話も昔はある

わけなんですが、私ども多少北富士問題といふもの的事情を知る者からすれば、まあとかその

点にはおいおい触れていく予定であります。

○政府委員(田代一正君) まあ、李下に冠を正す話も昔はあるわけなんですが、私ども多少北富士問題といふもの的事情を知る者からすれば、まあとかその

点にはおいおい触れていく予定であります。

○神沢淨君 まあ、李下に冠を正す話も昔はある

わけなんですが、私ども多少北富士問題といふもの的事情を知る者からすれば、まあとかその

点にはおいおい触れていく予定であります。

○政府委員(田代一正君) まあ、李下に冠を正す話も昔はあるわけなんですが、私ども多少北富士問題といふもの的事情を知る者からすれば、まあとかその

点にはおいおい触れていく予定であります。

○神沢淨君 まあ、李下に冠を正す話も昔はある

わけなんですが、私ども多少北富士問題といふもの的事情を知る者からすれば、まあとかその

点にはおいおい触れていく予定であります。

○政府委員(田代一正君) 私が昨年の十一月に着

任して以来、やはり重要な基地あるいは基地の所存する公共団体の町の方になるべく早く表敬したいたんでございますけど、先ほど申しましたよう

なことで私も非常に多忙でございまして、やつとその時期になつてそういう表敬訪問ができるといふいうのが念願でございまして、そう思つてはいたんでござりますけど、先ほど申しましたよう

シントンに飛んだり、あるいは帰りましてからは

と説明した。う段階になりましたので、その第一着手といたしました

防衛施設に関連いたしました各自治体の方々に不義理をいたしておるということで、その手始めといたしまして甲府に参りましたして知事に表敬いたしました。私は、あの日程を申し上げたわけであります。私は、あの日程を申し上げたわけであります。私は、あの日程を申し上げた

ましたと、翌々日の十日には静岡に参りました

いたしまして甲府に参りましたして知事に表敬いたしましたと、翌々日の十日には静岡に参りました

いたしまして、長官の見解を率直にますお聞きしたいと

思ひます。

○政府委員(田代一正君) ただいま御質問ございましたけど、私が去る二月の八日の日に甲府に参りましたけど、私が去る二月の八日の日に甲府に参りましたが、たしかかわかりませんが、どうもその辺がちょっと私などには納得のいかないところでありまして、長官の見解を率直にますお聞きしたいと

思ひます。

○神沢淨君 まあ、李下に冠を正す話も昔はある

わけなんですが、私ども多少北富士問題といふもの的事情を知る者からすれば、まあとかその

点にはおいおい触れていく予定であります。

○政府委員(田代一正君) まあ、李下に冠を正す話も昔はある

わけなんですが、私ども多少北富士問題といふもの的事情を知る者からすれば、まあとかその

点にはおいおい触れていく予定であります。

○政府委員(田代一正君) まあ、李下に冠を正す話も昔はある

わけなんですが、私ども多少北富士問題といふもの的事情を知る者からすれば、まあとかその

点にはおいおい触れていく予定であります。

○政府委員(田代一正君) 私が昨年の十一月に着

○鈴木力君 ですから、それはどういう順序で
いつ、どの県に行つたかということを言ってく
ださい。

○政府委員(田代一正君) ちょっとと日付順で正確な記憶はないんでございますが、たしか一月中に横田に参りまして、それから一月の——アメリカの帰つてこないでござりますから、下司でござ

ざいますか、岩国に行きました。それから一日おきまして三沢に飛んで、それからたしか山梨県に参り、それから静岡県に参り、それから厚木に参りという順番ではなかったかと思います。

○神沢淨君 いま御答弁の中でもって、大体表敬訪問の日程等がお話に出来ましたが、どの県へ行つてもやっぱり山梨県の場合と同じように法案の説明などを行ない、記者会見などをやっておるわけですか。

には記者会見がなるべく行なわれないようについて、そういう希望の上で出ておりますので、山梨県はたまたま記者の皆さんに見つかっちゃったということで、記者会見を先方から求めら

そういう御要求はございませんでした。それからあとは三沢で私が参りましたことがわかったといふことで記者会見を求められまして、たしか二十分か地元の記者の皆さんと懇談した記憶はござります。

○神沢淨君 まあ、私などは非常に何というか、違和感を感じますわね、その問題について。法律をきめるところは国会であるということは長官も御存じですね。

○政府委員(田代一正君) よく存してれります
○神沢淨君 であれば、なるほど提案権が政府に

前には、まだ法律が審議決定されない前に——実はあることは、私を承知をしておらず、しかし状況はその時点では法案の内容などはおそらく国会議論の機会といふものはないわけなんですね。そういう際に、これはどう考へても法律をき

まる場所の国会をそつちのけにして、出かけて
いって記者会見などまでして見解を公表するとい
うのは、これは私はどうもやっぱり行き過ぎだと
いうそしりを免れ得ないのではないかと思うんで
すがね、国会監視だとかなんだとか、そういうか
た苦しい言い方は別にしましても。ただ、私がな
ぜこんな問題を——まあ個人的な問題などを取り
上げるのは私などもあり好むところではあります
が、私どもがながめた感じとしましては、かつ
て旧軍はこれはもう独裁專横でございました。で
すから、きょうの防衛の分野に旧軍的な体質が台
頭したり復活をするようなことはこれは私あつ
ちゃならないと、こう思うわけです。そういうふ
うな点について長官は、国会への関係とか、後段
申し上げた特に旧軍的な体質の台頭などというふ
うな点に注意を払わなければならぬといふよう
なことをお考えにはならなかつたでしょうかね。

○政府委員(田代一正君) お答えいたします。
私も憲法下における国家公務員の一員でござ
いまして、そういう意識は持っているつもりでござ
います。

それから先ほど来、わざわざ新聞記者会見をし
たと申されましだけれども、これはさつき申しま
したように、現地でせひとも会見をしてほしいと
いう御希望があつて私したわけでござります。そ
こで、たまたまその日は閣議の決定でございまし
て、これは行政庁の慣例といたしまして、閣議決
定になつた法案につきましてはこれは防衛庁で
もつて新聞発表いたしまして詳細な説明をすると
いう慣例になつております。たまたまそれと同じ
日でございまして、また時間から考えましても、
防衛本庁においてすでに記者会見が行なわれて説
明が行なわれているというような状態でございま
したので、私も記者の皆さんとの御希望に応じて概
要を御説明したと、こういう次第でございます。

○神沢淨君 ちょっとくどいかもしれませんが、
それは本庁における慣例というものは、その当否

は行き過ぎたとは認めません。なおかつ、抽象的
でお答えしにくいんですが、旧軍というものは今は
日の自衛隊と関係ありませんし、統帥権から始
まって一切そのようなもの、よくもあしくも旧軍

○神沢清君 その辺でおきましょう。
と関係のある自衛隊をどうのを何か育てようといふ気持ちは、これはもうもともと存在しない。あくまでも新憲法下の存在でなければならぬ、そのように考えております。

○政府委員(田代一正君) これは記者の皆さん御質問に對する答えをというかつこうで申し上げたわけでございますけれども、富士に何か關係があることはどんなような気持ちでもしておしゃっているんでしようかね。

るんじやありませんかといふたしか御質問だつた
と思いますけれども、新法はそもそもこれは二、

三年来各方面からの御要望をいたしまして、それで防衛施設庁が鋭意検討いたしました。たわけでありますけれども、その過程におきましてやはり富士の問題がございましたし、またリロケーションの問題で横田の問題もございました。ということで、そういった大きな問題がやはり一つあります。しかし、富士のため、横田のためにのみこの法案をつくったというような言い方は全然使つたんすけれども、なしてたといふことはあるでしょ、うねということは申し上げた記憶があります。この法案をつくったといふことはこのところから言い出されたことばでありまして、そしてその後歴代の長官がおりに触れておっしゃっておられるようであります。

ここに私が持っておりますのは、四十七年の七月十五日に防衛施設庁長官——高松長官ですね、当時、高松長官名義で、山梨県に対して「北富士演習場の使用について」といういわゆる使用転換への要請の公文書なんですが、その中にこういうくだりがあるわけです。「演習場使用の基本方針」というところです。「国は、演習場の効率的使用と民生安定及び地域開発とが両立しうるよう今後とも最善の努力を払う。」——ですから、防衛施設庁の基本の方針として、この基地と地域開発の両立論といふものが存在するというふうに私は認識をするわけであります。これが私などにはわからぬというのは、私の県に所在する北富士演習場、この北富士演習場に関する県、国の間の交渉においても、いま指摘をしましたように、こういうことが国の基本の考え方として示されているわけであります。基地とそれから平和的な建設的な地域の開発というのは私はこれはもうしょせんなどむのもじやない、水と油みたような関係だといふ

立論という問題を取り上げてみたいと思うのですよ。しままで何回か聞かされて、頭の悪いせいかうまくわからないんですねがね、この基地と地域開発の両立論ということだが、これは西村防衛庁長官のこから二言、出たしここにござらうまして、そ

のところから言ひ出さなかつたことにちがひござつて、してその後歴代の長官がおりに触れておっしゃつてきでおられるようであります。ここに私が持つておりますのは、四十七年の七月十五日に防衛施設団長官——高松長官ですね、

当時、高松長官名義で、山梨県に対して「北富士演習場の使用について」といういわゆる使用転換への要請の公文書なんですが、その中にこういうくだりがあるわけです。「演習場使用の基本方針」というところです。「国は、演習場の効率的使用と

民生安定及び地域開発とか両立」うるよう以後とも最善の努力を払う。」——ですから、防衛施設庁の基本の方針として、この基地と地域開発の両立論というものが存在するというふうに私は認識をするわけでありますが、これは私などにはわから

ないというのは、私の県に所在する北富士演習場の北富士演習場に関する県、國の間の交渉においても、いま指摘をしましたように、こういうことが國の基本の考え方として示されているわけであります。基地とそれから平和的な建設的な地域

の開発というのは私はこれはもうしょせんないじむものじゃない、水と油みたような関係だというふ

うに思つております。幾ら強弁をいたしましても、
基地のあることがその地域の開発の理由になるなど
ということはこれはあり得ぬだろうというふうに
考へてゐるのであります。やはり歴代の長官
と同様に山中長官もそういうふうにお考えになつ
てゐるでしょか。

の周辺の住民の方々の御心境というものは私は十分わかります。

意向を尊重し、それにこたえられるようにせいたと
いうような趣旨のものでございましたし、それを
踏まえてここ数年行政上現在の法律でやつてしまい
りましたが、やはり多様化する意識と申しますが、
あるいはそういう基地を認めるということは自分
のほうからも、個人的にどうぞうまいこと、

れでございました。これはもうだれもが願つて当然のことだつたと思うんです。従前は御承知のように地位協定に基づくことはアメリカ軍使用の演習場だつたわけです。自衛隊はときどきアメリカ軍から借りて使っておつたという関係です。県民の大多数は、世界の歴史といふものは別に固定しておるわけではないから、地位協定のもとになつておる安保条約といふものもいつかはこれは変わらうとするであろう、それがいつの時期かは別にして、いつかは返つてくるという期待があつたわけなんですよ。

はり金力でやるよりもほかには方法がないのではないか。しかし、こうしたことになるとと思うのであります。あにはからんや、その後のわが国の基地対策といふのは、まさにすべてを札束でもって解決をする

この方向へ進んできているわけであります。これは政府だけの問題ではないようであります。四十八年、昨年の三月九日に自由民主党の政調会の基地対策特別委員会が「基地対策について」という諸条項をまとめておるわけなんですが、この文章の各項目別に内容を見ますと、ちょうどこの今回出でる法案の骨子のようになつてゐるよう思います。すでに調整交付金的な構想がある中に盛られているわけでありますし、それから基地交付金の弾力的配分を進めるとか、補助金を拡大するとか、あるいは補助の割合を引き上げるとかといふようなことがみんなここに中で述べられております。私から言わせていただくと、はたせるかなというようなことにもなるわけでありまして、これはやっぱり金の力でもって開発の両立論を進めていく以外にはいわゆる基地と開発の両立論といふものはこれは全くの空論になつてしまふ、だから基地と開発の両立論を方針としておな

以上は、これはもう金で解決をしていくとどううか、こんなよううに針以外にはとれないのではないか、こんなよううに私は解釈もしてみたわけであります。

そのごとく今度のこの法案というのは、あとをさらまたいろいろ具体的に検討してみたいと思いま

すが、私などが考えていましたが、今までの法律では、いわゆる現行法ではもう基準と地域振興の両立論などというものをとうてい証明してはいけない。だから、現行法が持っている制限などを撤廃をしてしまって、そして金の力でもって、その生ずる問題あるいは地域の要求などいうものを金で片がつくことなら系目もつけずにはひとつやろうというような、こういう考え方にしてきておるのが私はいま提案されておる新しい法案の本旨になつておるようと思ひのであります。が、こういうような点について私の分析のしかたというものが違つておるのかどうなのか、これまたひとつ大臣の所見をも聞かしていただきたいと、こう思ひます。

○國務大臣（山中貞則君） 特段そういう基地を確保するために金でもつて片づけるという、そういう気持ちで法律をつくつておるわけじやありませんで、參議院の内閣委員会で昭和四十一年六月二十五日に附帯決議がついておりますが、これは「防衛施設周辺の整備等に関する法律案に対する附帯決議」であります。

○防衛施設周辺の整備に関する基本法として、本法の実効ある運用を期するため、政府は、その施行に当つては次の事項につき善処すべきである。

一、第三条第二項の運用については、防衛施設周辺の騒音被害の実情にかんがみ、対象施設の範囲、補助率等について特に配慮すること。

二、第四条に規定する「防衛施設」については、本条の趣旨にかんがみ、これを限定することなく、彈力的に運用するよう配慮するとともに、「防衛施設の運用」については、防衛施設の維持管理をも含めて運用するよう配慮すること。

三、第四条の規定の運用については、防衛施設周辺地域の住民の生活の実情にかんがみ、対象施設の範囲、補助率等について特に配慮すること。

四、第四条に規定する民生安定施設の助成については、将来その経費の増額について特に積極的に配慮すること。

五、第四条の規定により市町村の行なう間接援助については、事業主体の意思を尊重し、市町村が適切な配慮をするよう指導すること。

六、防衛施設周辺地域を管轄する都道府県についても、第四条の規定に準じ、行政措置を講ずるよう配慮すること。

十問題というもののいろいろな矛盾点や不自然な不合理な点は、私に率直に言わせると、このときの覚書にすべてが始まっているよう思えてならないんです。

ちょっと重要なことですから読んでみますと、目的は、「この覚書は、北富士演習場の当面する諸問題の解決を前提とし山梨県有地を「日本国」とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域ならびに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」を実施す

取りかわしたわけあります。そのほか林野産業物、これもまあいろいろと問題が出ておるところなんですねけれども、「林野産物補償及びその他の懸案事項については早期に解決する。」さらに行を改めて、「乙は、」十国のことです。國というか、まあこれは二階堂官房長官ですね。「富士山及びその周辺の自然環境を保全する等のため富士山全法(仮称)を制定し、適切な措置を講ずる。」と、こういう取りきめを行なつてあるわけでありま

四、第四条に規定する民生安定施設の助成については、将来その経費の増額について特に積極的に配慮すること。

五、第四条の規定により市町村の行なう間接補助については、事業主体の意思を尊重し、市町村が適切な配慮をするよう指導すること。

六、防衛施設周辺地域を管轄する都道府県についても、第四条の規定に準じ、行政措置を講ずるよう配慮すること。

不合理的な点は、私に率直に言わせると、このときの覚書にすべてが始まっているように思えてならないんです。

ちょっと重要なことですから読んでみますと、目的は、「この覚書は、北富士演習場の当面する諸問題の解決を前提とし山梨県有地を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域ならびに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」を実施するために日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の用に供することを目的とする」と、まあこのときは自衛隊への使用の転換などという問題はまだまだ出ていなかつたわけでありまして、むしろ國が、民法六百四条を國が認めるあの統一見解が出て、法律的には、山梨県の県有地が一応県に戻った、その県有地を再提供を求めるために——ちょうど田中内閣が成立をした直後でありますと、まあ失礼な言い方でありますと、よくあれば新聞の資料などには参勤交代ということばがあま使われるでしけれども、九月の上旬に田中總理大臣はアメリカのニクソン大統領を訪問する直前だったわけですが、そういう時期でありますだけに非常に国側も急がれていたようにも見受けられたのであります。が、その際に、県に働きかけをされて、そしてこの覚書締結までこぎつけられたわけであります。その結果の覚書がああこれなんですが、いまのようないくことになるわけであります。これはまあほんとんどその県有地再提供のための条件といふうな、いわゆる代償といふような意味になるわけを確保する。——これは國が確保するということなんですが、「北富士演習場周辺整備事業の実施について北富士演習場周辺の立地条件等を勘案し、地域的に合する事業を実施するに必要な財源を確保する。」——これは國が確保するということなんです。「この場合においては権力地元の負担が伴わないよう措置する。」こういうふうに覚書を

物、これもまあいろいろと問題が出ておるところなんですねけれども、「林野雑産物補償及びその他の懸案事項については早期に解決する。」さらに行を改めて、「乙は、」十国のことです。國とか、まあこれは二階堂官房長官ですね。「富士山及びその周辺の自然環境を保全する等のため富士保全法(仮称)を制定し、適切な措置を講ずる。」と、こういう取りきめを行なつておるわけであります。

私はこの誓書 자체に幾つかの問題があると思うんですけれども、きょう実は二階堂長官にぜひ御出席をいただいて、その当時のことを詳しくお聞きをいたしたいと思つたわけなんですが、何か外務大臣の代理をなされておる関係で、ほかの委員会抜けられぬ」ということでもって、たいへん御迷惑ですが副長官においてをいただいているわけであります。がかつていづれの委員会だかの機会に、私は二階堂長官に、失礼だったですが、きわめて率直にお尋ねをしたことがあります。大体この取りきめ事項というのは、これは公文書ですか私文書ですかと。そしたら二階堂長官も、何かしばらく首をかしげておったけれども、山梨県知事という肩書きがあるし、内閣官房長官という肩書きで、もつてやつたんだからこれは公文書でしようと、こうまあ言われておきました。まあ公文書であろうと思います。ということになりますと、私はこれだけの覚書、このような内容の覚書を取りかわすにつきましては、国会の了承を得よとまでは言いませんが、少なくとも閣内におきましてはこの条項というものを履行していけるような諸手続、措置というようなものは、これは済んでいなければならぬ、私は政府の場合に当然そうでなければならぬと、こう思つておるのであります。

そこで、副長官御存じならばひとつ御説明を受けていいんですが、この時点で富士保全法をつくるとか、あるいは、こういふ言い回しはしておりますが、要するに必要な財源を確保する、極力地元の負担が伴わないよう措置をする——これはた

いへん重大なことだと思います。国の財政の方針にもかかわる。こういうようなことについて閣内の意思というようなものはしまってはいた上でもつてこういう覚書の取りきめが行なわれたのかどうなのか、この点を伺いたいと思うんですが、もし御存じないことならば、率直におっしゃついただけば、いずれ私は二十三日には長官にはぜひ出ていただきて論議したいと、こう思つております。
○政府委員(大村襄治君)　ただいまお尋ねのありました、「北富士演習場の暫定使用に関する覚書」に盛られている事項についてのお尋ねでございまですが、この覚書ができましたときは私まだ就任しておりませんでしたもので、その辺のあれがいかがであったかよく承知しておらないような次第でございます。
○神沢清君　まあ、山中長官もそのとき閣内にはおられなかつたわけですね。ですから私は、長官にお尋ねすることも省きましたし、これはどうしても官房長官においていたかなければならぬ問題だと思うのです。
そこで、実はわたしのほうから説明をさせていただきますと、この覚書なるものがもとになりますとして閣議了解事項になつてくるわけですね。閣議了解事項というのが――これは四十八年三月三十日、「北富士演習場の使用に関する措置について」ということでもって閣議了解が行なわれているわけであります。この中に、「周辺整備事業の実施については、この地域の特殊性に立脚した地元の要望を勘案し積極的に推進するもの」とし、これに必要な助成措置を行なう。「と、ここで初めて八月の覚書が閣議の上でもつて認知されているわけですが、それはそうでしょう、とにかく天下の官房長官が約束をしたことありますから、それはどうも履行不能などということは、これはとても言つわけにはまいりませんでしょから、ついに閣議の上でもつて認知をされまして、そこで、『前記事業に対する地元負担の軽減をはかる等のため、関係法令の運用の改善等について積極的に検討する』――これはあとからお尋ねしますけれど

も、こういう文章がわかりますか。日本語であることは間違いありませんがね。関係法令の運用の改善等について積極的に検討する。」と、こういうふうに解釈をして、その地元の意向に沿ってあげました。どういう意味のことをこれはいつてるんだろうと私は思います。あとからひとつ政府側の見解は聞かしていただきたいと思うんですが。

まあこういうふうに、この八月段階における県有地再提供を求めるための国の、県を相手に取りきめましたその覚書なるものがついに閣議了解にまで発展をして、そしていま申し上げたような閣議の決定ということになつて、いるわけなんですが、まあここでちょっと副長官もお忙しいようですからお尋ねをしておくんですけれども、いま私が取り上げました「関係法令の運用の改善等について積極的に検討する。」というこの意味はどういうことなんでしょうか。

○政府委員(大村襄治君)　ただいま御指摘の四十八年三月末の閣議了解におきまして、関係法令の運用等について積極的に検討することとしておりまして、その点も原因となりまして、たとえば東富士演習場の周辺整備事業の実施については、現行周辺整備法の趣旨が地元に必ずしも周知徹底されていなかつたらみがございまして、その点も原因となりまして、たとえば東富士演習場の周辺整備事業に比べますと著しく立ちおくれていることが認められておりましたので、この現行整備法の趣旨につきまして地元によく御説明して、周辺整備事業を国としても積極的に推進する趣旨を明らかにしたものでありまして、法の拡張解釈により事業を推進するようなことを意図したものではございません。そういう趣旨だったように私どもは理解いたしております。

○神沢淨君　まあ、私は副長官をいろいろと追及申し上げようというようなことは毛頭考えていない

いところでまりまして、ただまあ私がから言わせますと、今度こうやって新しい法案も出てきておるわけですから関係法令の改善というようなことはこれは言い得るところだらうと思ひますけれども、「関係法令の運用の改善」——何でこんなわざわざむすかしい言い方をしておるのかというところに問題のみそがあることは事実なんですよ。これはまた県側からすれば、これが必死のところのようであります。覚書の中でもってさつき条件をつけておるわけです。その条件が今度はもうしたがつて國のほうでもそのことを約束をたがえないあかしを立てるために、閣議の中でもって「関係法令の運用の改善等について積極的に検討する」と、こういうようなたいへんどうも日本語としても難解な文章をきめなければならなかつたのが私は真相だというふうに心得ております。

これが今度はこの閣議の了解事項が決定されたことに基づいて暫定使用協定が本協定にかわるわけであります。県側はこれを一応了として、そして閣議で決定をされたからということでもって、これが三月三十日だったんだですが、それから二、三日後のたしか四月の三日だったと思いますけれども、いわゆる本協定の締結が行なわれるのであります。その本協定締結に関して「北富士演習場の使用に関する覚書」というのが、今度は暫定でなくして取りかわされておるわけであります。その中にも、「乙は、周辺整備事業については山梨県が地元市村等と協議して策定する概ね五ヵ年間の計画により実施することを要望していることに留意しつつ」——この文章もすかしいですよね。「各年度の予算の範囲内で実施するよう措置するものとする。」それにまたつけたりがちやんとありますて、「なお、実施にあたつては、関係法令の運用等について積極的に検討するものとする。」ここで三度出てきましたね、同じようなことばが。

だから、私の解釈からいたしますと、四十七年の八月二十八日に二階堂官房長官と山梨県知事との間に取りかわされましたところの覚書、これが

スタートでございまして、私はこのときちょうど、たとえ話にすれば、服のボタンの穴を一つ間違ったようなことをやっちゃったんじやないかと思ひます。それを直せばいいのに直さぬでいるものだから、いつまでたってボタンの穴が一つずつ違つておるというようなことになつておるような感じでございますが、だから、それがどうとう閣議の了解にまで及び、閣議の了解に基ついてこの本協定の協定文書の中にまでこれは及びですね、そこまで及んではきましたが、しかしやっぱり法規、現行法が現存をする以上は、これは現行の周辺整備事業というものを幾らここに書いてありますように運用の改善等について積極的に検討をいたしましたが、これは限界が当然あるわけでありますて、現行法ではこれはどうにもならないといふことでもって、順を追つて、これが三たび目でされけれども、四たび目はいわゆる法規の改正以外にはないという、こういふいわば背景というものを持ちながら――それだけが理由ではもちろんないと思ひますが、そういう背景を持ちながら、順序を追ひながらいま私どもの前にこの法規の提出が行なわれておるというように私は解釈をするわけであります。副長官及び防衛庁長官の御所見を承りたいと願います。

いて積極的に検討」ですから、既存の、すなわち現行防衛施設周辺整備法といわれておる法律の運用といふものをやれという、検討するということでありましょうから、これは運用を無制限に拡大していくというようなことは補助金適正化法等を踏まえている大蔵省という役所がありますから限度のあることあります。この問題はこの問題、しかし、新しい法律は先ほど私が申しましたことに尽きるわけでありまして、そういう考え方で新しい法律をつくる。これは現行制度の運用について積極的に検討するということありますから、したがって現行制度の運用の検討と新法というものは直接の因果関係はない、そういうふうに考えております。

○神沢淨君 副長官がお忙しいようですが、これから、もう一問だけお尋ねをして済ませたいと思ひます。

それは、二階堂官房方官がおいでにならなければあるいはおわかりにならないかとも思いますが、この覚書の問題に返りますけれども、いままでにはつきりしないことが一つあるんです。それは何かというと、国会の論議の中でもって二階堂長官は私にもそういうお答えをしてくださったときがありますが、私が、あの覚書というのがいわゆる諸悪の根源になっちゃった、だからその覚書にまたもう一回返って、そうしていわゆる先ほど申し上げたようにボタンの穴一つかけ違つておるんだから、それをもとに戻して直さなければダメじゃないですかと、そういうような覚書をどういふ理由で長官は取りきめをされたのですかと言つたところが、「二階堂長官はたいへん正直ですよね、議長だから私は別に問題はなからうと思って、しようがない、調印をしたというふうに言つていいわけなんです。これは会議録にも残つておるわけなんです。

るところの県の広報文書なんですが、これは「内閣官房長官の申し入れ」と、こうありまして、そして「八月一日、知事は二階堂官房長官の招きを受けて首相官邸におもむきましたが、そこで官房長官から、総理大臣、外務大臣、大蔵大臣、建設大臣、防衛庁長官が協議の結果政府の考え方としては、北富士演習場を從来どおり使用したい。富士保全法を立法するとともに地元の民生安定のため諸施策を講ずる。」以下云々と、こういうようにこれは県民にひとしくみんな配られている。こればかりばな広報文書ですね。そうすると、あの覚書の内容というものは、これは国側の言い分を聞きますと、県が持ち込んできたから県の言い分を信用してやつたんだということになつておりますし、県知事の側では、これは二階堂官房長官から申し出があったから聞いたんだということになつておるし、これは全く逆ですね。これはどうぞちが事實だったかといふことを副長官御存じございましてたらばお答えをいただきたいと思いますし、御存じないことでしたら率直にそうおっしゃつていただければけつこうでござります。

に、やっぱり無理な覚書というようなものを結んでしまったがために、その無理を合法化しなきやならぬというようなところから、この北富士の問題というやつはいろいろな形でもっていま展開をされてきておる、こういうことが私は実態だと思うんですよ。たとえば、国会の中でもって私も幾度も取り上げたわけですが、林雑補償支払の問題にいたしましても、あれはあの覚書の中でもって、林雑補償の扱いについては、これは山梨県の演習場対策協議会と協議をした上で、基づいてやるというようなことをきめちゃつてありますから政府は逃げようがない、こういうことだと私は受け取っております。それから、あとから少し詳しく触れたいと思ひますけど、二百十ヶタールの国有地をこれをお払い下げるなどという約束をしちゃつておるから、いま國の方針とすればむしろ国有地はふやさなきやならぬような情勢の中でも、あえて何か払い下げの方針を進めなきやならぬなどといふまことにきわめて不自然、無理な状態が起つてきておる。同時に民生安定事業の実施につきましても、先ほど来幾度もくどいくらいに触れましたように、法令の運用の改善を積極的に検討などしなきやならぬようなそういう事態が起つてきておると思うわけであります。私はこの法案が提出されてきておる背景の中にこそ重大な問題があると、こう冒頭申し上げたのはそういうような見解を持つからでありますと、そこで、多少具体的に問題の討議をしてみたいと思うんですが、覚書に書いてある順からいたしますと、第一に国有地の払い下げ問題がありますので、国有地の払い下げの問題からひとつ質問を進めてみたいと思います。

それはもう土地問題などにいたしましてもほんとうに政府の政策というものは半身不隨みたいな状態に立ち至らざるを得ない。それは政府が十分な土地政策をとつていくには、何といつてもこれは国有地、公有地というものの拡大は当然であります。大体今度私はこの法案をながめて見まして、この辺たいへんけつこうだと感じたところもあるわけなんですが、飛行場の周辺などこれはもう騒音のはなはだしのような場所はきわめて迷惑だから、そういうところはひとつ国で持とう、そしてそういうところに住んでおられる人たちには、もつと静ひつで安全な土地に新しい生活を求めていったらこれはけつこうしゃないですか、しかし、そのためにはその土地の買い取りは国がしようというふうにこの法案の中にあるように見受けます。それが今日の情勢なんですよ、日本の。国の政治のそれはまた姿勢でなければならぬわけですよ。ところが、演習場が存在をする、その演習場に直接続いているところの近傍の相当の土地を何で国では払い下げをしなきやならないんですか。私はこの点が何としてもわからないんです。ある程度それは見当をつけておるようなこともありますが、私はこの論議を通して少しひとつ明らかにしていきたいと思うわけです。一体これは何のために払い下げをするのか、しなきやならないのか。この点からひとつお答えをいただきたいと思します。

というぐあいに私は承っております。

○山沢淨君 それだけでは納得しると言われてもこれは無理ではないですかね。私が何か重ねて申し上げると非常にくどいよう聞こえるかも知れませんが、私が納得できないのは、いま国有地などはふやさなきやならぬという、こういうわが國の状況はあるわけです。それからこの法律に連して考えてみても、演習場、いわゆる基地の周辺などというものは、むしろそれは国が買い取つて、そうしてそんなところでもって住民に迷惑なんか及ばないような地帯をつくろうと、そうでしょう、この法案の中の一つの思想というか、方針というものは、そういう情勢であるにもかかわらず、北富士につきましては、わざわざ国有地があるものを、それを地元団体に払い下げをするというそのことがわからないといいうわけなんですよ。私は何ともこれ納得できぬから、今まで国会の中でもって幾度も取り上げてみたことがあります。なくなられました愛知大蔵大臣は、これはまあ国有地、いわゆる国有財産の処分の問題ですから大蔵大臣にもお尋ねをしてみたところが、愛知大蔵大臣は、これは政策上の見地からというようなことを言されました。たしか。それからつい先ごろ、今度福田大蔵大臣にお尋ねをしたところが、これは特例中の特例だと、こう言われていてるわけであります。しかし、これだけの表現では私にはとてもこれは納得はし得ないですよ。政策上の見地と言われるならばどういう政策によつてのことか、特例中の特例と言うならば、何のためにその特例中の特例などをやらなきやならぬのか、そこがわからんないです。これはひとつ私は長官にも御意見を聞きたいと思いますし、少し懇切な御説明を伺いたいと思います。

○政府委員(田代一正君) 重ねて御答弁いたしましたが、これを払い下げを行なうという決意をいたしましたのは、先ほど申しましたように北富士演習場の使用転換、転換後の演習場の円満なる使用ということを以てこういう決定をされたようになります。先ほど先生から、新法で、今度

をいたしまして、その中心部になるところにつきましては建物とか土地を買収するとかあるいは縁地帯を整備するとかということ精神が相反する感じやないかという御指摘がござしましたけれども、これは飛行場の場合にそういうた措置をいたしますのは、やはり世間でいわれている騒音公害と申しますか、そういうものに対処しまして、なるべく飛行場に近いところは縁地帯とかなんかにしていく、それから人家のないよううな形にしておいたほうがよからうという、これは運輸省の法案と全く同じ考え方方に立つわけであります。じゃ、演習場のはうは一体どうだ、せつかくの国有地を売り払って全くおかしいじゃないかという御指摘でござりますけれども、売り払うという趣旨はさつき申しましたようなことでござりますし、さらにはまた今回の二百十ヘクタールというものは、林業整備事業、つまり森林ですと保存されるということでござります。したがいまして、国有地から離れましても使用形態から申しまして、やはり演習場の発するいろんな騒音とかそういう点から考えますというと、利用形態としてはやはりにかなつた方法じやなかろうかというぐあいに考えます。

これは何をいつてもこの国有地二百十ヘクタール——二百十ヘクタールといえばたいしたものであります。しかも、もとより御存じでしようけれども、山中湖から河口湖の間に所在をする国道三百三十八号線の直接沿道であつて、いまあの付近はもう大体時価では坪五万円を下りません。こういう場所なんですね。私はその林業整備事業という払い下げの目的につきましてもあとからお尋ねをする予定にいたしておりますが、そのようなところを、しかもいま、ときに公害列島などとまことに不名誉なことがいわれるような日本の現状において、あんな演習場に年間に東京の都民の方たちなどをを中心にしてどのくらい休養を求めておいでになる数があるか、長官御存じかどうか知りませんが、これは相当の数に及ぶんです。おそらく年間を通じましたら百万をこすんじゃないでしょうかね、私もそこまで詳しく調べてはおりませんが、ときによれば不発弾の事故なんかも起ります。不発弾の事故などが起つてものなおかつ百万をこすうな人たちが——それは無理からぬことですよ、日本の象徴ともいう、まあ外国人は大体日本といえば富士山、桜と、こういうことになるじゃありませんか。霊峰富士のふもとの高原ですもの、これは東京の都民の皆さん方あたりが毎日よこれた空気の中でもうめくような生活をしておられる方たちが、車で一時間あるいは二時間以内ぐらいの間に行くことができる場所ですもの、そういう状況になつてあたります。

そのような地帯のしかも抜きの場所なんですすね、この二百十ヘクタールは、私はこれは国家としての政策の見地の上からいっても、はたして林業整備事業などということは何をするのか知りま

演習場の周辺であるから、この新しい法案の持ておるところのそういう精神や考え方の上に立つてみてもしかり、もとと大きく国民のための環境政策というふうに見地の上に立つてみれば、なおさらのこと私は国有地として残して、そうちしてしま國民運動としてもかなりそういうものが強まつてきておりますが、富士の高原をあの演習場をなくしてひとつ国民の休養センターにしてほしいといふこういう運動がいまかなりほうはいたるものがあります。演習場のその問題はきょうの質問の主眼じゃありませんからこれはさておきまして、その周辺の国有地をこれを売り渡して払い下も、その周辺の国有地をこれを売り渡して払い下げてしまうということは、これは私は何としても不自然千万だと思ひ。不自然どころじゃなくて、これはちょっとと言ひ方が失礼かもしませんが、私はふらち千万のことだといふくらいに考えますよ。私が調べてみたところでは、これは防衛施設庁はその団体にそれを払い下げなきゃならぬよう原因をつくっているんですね。

本演習場の使用転換の際に約百五十ヘクタール以上の一「（宇梨ヶ原——椿丸尾——土丸尾等軍用道路北側）」——いまの場所です。二百十ヘクタールが演習場から除外をするという以前の問題、とにかく四十五年ですから。——「区域の返還の実現に努めるとともに、甲が関係機関に払下げを申請した場合は、乙はこれに協力する。」こういう条項がありますね。それから六には、「甲は、東京地方裁判所に提訴中の自衛隊違法使用排除の訴訟の進行を停止するよう努めるものとする。また、甲は、上記2の国有地の甲に対する払下げの方針が決定した場合には、本訴訟を取下げ、自衛隊への使用転換賛成の意思表示を行なうものとする。」これはやみ取引じゃないですか。

つまり、恩賜林組合が申請したときには防衛施設局長官としてこれに協力するという文書は確かにございます。で、当時は、これも先生御指摘のとおり、第六項にございますように裁判訴訟の問題とかあるいはまた将来の使用転換というものを目にしてこういう文書をかわしたというのを私は事務引き継ぎとして承つておるわけでございます。ただ、この文書を読んでいただきますと、「乙はこれに協力する。」ということでございまして、あくまでも施設局長官は基地施設区域あるいは防衛施設という問題につきましては管理について責任はございません。国有地の払い下げにつきましては、これは御案内のとおり国家行政の権限です。したがいまして、こういった文書を書きましてからといって、そこで完全な約束をしたということに私はならないのじゃないかと思します。それから第二点の先ほど御指摘のございました三月三十日の閣議了解でございますが、この文書には、面積が変わつております二百十ヘクタール、それから林業整備事業ということが入つてございまして、その対象者にはこの三項にござりますように恩賜林組合のみならず山梨県とかその他地元のいろいろな市町村が入つておるわけでございまして、恵賜林組合に必ず払い下げをするという文書にはなつてないということを申し上げておきたいと思います。

添付書

一 北富士演習場返還
二 測量実測図 一部

昭和四十八年三月三十日付閣議了解「北富士演習場の使用に関する措置について」第三項第
三号により払下げを行うこととなつている国有地の測量の完了に伴い、標記国有地を防衛施設
から引渡しをさせることとしたので、通知する。

て関係官庁が事務当局同士で話を詰めて大蔵大臣をいたしました。作業としては、いま私どもの測量が終わったことに伴って、大蔵省側が受け取るべき事務のり合わせその他をやつておると思います。したがつて、私から大蔵大臣福田赳夫あてに、件名を

昭和四十八年三月三十日付閣議了解「北富士演習場返還地の測量結果表 一部
演習場の使用に関する措置について」第三項第三号により払下げを行うこととなつてゐる国有地の測量の完了に伴い、標記国有地を防衛施設庁から引渡しをさせることとしたので、通知する。

添付書類

一 北富士演習場返還地の測量結果表 一部
二 測量実測図 一部

そういうことで、私どものほうとしてはもう大蔵省のほうへお渡しをする手続を終えておりました。その点御意見の違いがありますことをたいへん私も恐縮に存じます。

○神沢淨君 わかりました。もう所管は大蔵省へ移つたと、こういうことでござりますね。山中長官もきっと肩書きを抜きにすればもつとずっと違つた意見が聞かれるものというふうに私は私なりにほんとうにそんな期待もするわけなんですとが、閣議できめられておるからには、その閣僚であるからにはやむを得ないということだらうと思われますが、そうなれば今度は大蔵省が、これはもう払い下げについてはやっぱり法律上の所定の手続といふものがあるわけございましょうから、そういうものにこれから取り組まれていくことになるのであります。そういう際には、私はいまここでもつて表立つての御意見を求めたりなどいたしませんが、私が心中というか腹中でもつて期待の意見などが出せるような期待もあるかも知れないと思いますので、そういう際には、私はいまここでもつて表立つての御意見を求めたりなどいたしました。

そういうふうなものからおぞらく出るであろう意見を見を期待をいたしておきます。
そこで、それではついでですから、大蔵省お見えになつておりますね。大蔵省へ今度はその所管が移つたと、こう言われますから、これから国に

地の払い下げにつきましては、大蔵省の段階ではどういうような事務手順が進められていくのか、それをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○説明員(川崎典昭君) この問題につきましては、さきに御答弁申し上げたことがあるかと思ひますが、四十年の四月に国有財産中央審議会に御審議をお願いしてござります。したがいまして、国有財産中央審議会の議を経まして、具体的には国有財産関東地方審議会というものがござりますが、それにおはかりをして払い下げを行なうといふ手續になつてゐります。

○神沢清君 ついでですから、この際いま提出なつておる法案との関係についてお聞きをしておきたいと思うんですが、現行法の第七条でやつぱり普通財産の譲渡や貸し付けの規定というようなものがありますね。これはこの事業の目的のためには必要なといふ条件の上に立つて七条で普通財産の譲渡、貸し付けについての規定があるのですけれども、これが現行法の上でもって適用され前例がありますか。

○政府委員(平井啓一君) 現行周辺整備法で七条の規定が適用された例はございません。

○神沢淨君 ない……

いう、いわば対象の範囲が拡大されておるよう受け取れるのですが、それでよろしいですか。
○政府委員(平井啓一君) 新しくただいま御審議いただいてる法案におきまして、第九条というものが現行周辺整備法以外の一つの考え方として加わってまいりましたが、この場合にも、特定防衛施設周辺におきまして、その特定の防衛施設があるためにいろいろとその生活環境または周辺地域の開発に影響を受けているところの当該市町村が、そういう影響を受けながら公共用の施設の整備等を行なうという場合に、そういう公共用の施設の整備に必要な特定防衛施設周辺整備調整交付金というものを交付するわけでございます。この調整交付金の交付を受けられた市町村がこの交付金でもって行なわれますものも、やはりそういうふた特定防衛施設周辺の整備のための公共用の施設といふことでござりますので、従来の三条、四条、新法案におきます三条、八条の施設と同種の施設と考え、今回の十一条におきます國の普通財産の譲渡の対象にもこれを加えたわけでございます。
○神沢淨君 要するに、対象範囲が非常に広げられた、こういうふうに私は受け取つておるわけですね。いままでは三条と四条でもってかなりはつきりきまつっていたわけです。この九条の二項なんということになると、いわばレクセンターであろうとスポーツ広場であろうと、その地域の福祉にかかるるものということになると、これはかなり広いものになつて、国有財産をその必要に応じて払い下げをし得るということになつていくと、先ほど来例の二百十ヶタールの払い下げの問題でもつてお尋ねをしておるよう、何かそれらしい目的の理屈をきめれば……、こういう聞き方をしましようか、今度の新しい法律が成立をしました際には、あの二百十ヶタールなどはこの法律に基づいて今度は払い下げができるというようなことになりますか。

ですが、たとえば第八条の民生安定施設で申しますと、どこかコミュニティーセンターを市町村でつくりたいといったします。ところが、なかなか土地によっては譲渡という問題もございましょう。そういう場合に便利をはかるというのがこの条文の趣旨でござります。この条文から出てくる恩典といたしましては、普通ならば国有財産を持っておられますというと、やはりなるべく高いところに売却する、あるいは貸すということがございますけれども、そういうような目的で貸してほしいとか売ってほしいという話があつたときには、一種の随意契約はできるというのがこの条項の恩典になるわけであります。したがいまして、先ほど来質問がございました二百十ヶタールというような場合と本件の場合は違うということは御理解願えただかと思います。

○神沢淨君（川崎昭典君） 恩賜林保護組合が申請をいたしております。そのほかいろいろござりますが、忍草入会組合が放牧用の土地として払い下げてほしいということを申し入れておられます。また、さかのぼるであります。何年であったかは私ちよつとここでもつて記憶を引っぱり出すに容じやありませんから、必要によつてはあとから調べたいと思いますが、こういうことですね。ア

○神沢淨君 その払い下げてくれるなという申請を大いに尊重してほしいと思いますが、それはさておきまして、そこで、たしかもう十数年以前にさかのぼるであります。何年であったかは私ちよつとここでもつて記憶を引っぱり出すに容じやありませんから、必要によつてはあとから調べたいと思いますが、こういうことですね。ア

入会組合と富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合がその一時使用許可の共願になったときに、この恩賜県有財産保護組合のほうがいわば認められなかつたという理由をいたしまして、これは山梨県民室が作成をしております「北富士演習場問題の概要」という中にあるのですから、これは明確な根拠を持つた資料であります。この概要の中にこう書いてあります。「保護組合に許可しない理由は、同組合規約第二条により恩賜県有財産の保護の目的に必要以外の事務について行為能力がないと判断されたからだと」なつてあるわけなんです。そうすると、これはそのときそうで、今度変わつていて、そのことにはならないのじやないですかね、どうなんですか。あれはやはり施設厅の関係ですかね、その当時の許可をしたのはアメリカ軍なんですね。しかし、アメリカがそのようなことはわからこないですからね、おそらく施設厅がアメリカ軍にかわってやつてやっているのじやないですかね。こういったはつきりした理由をあげて恩賜県有財産の保護組合のほうは認められないんですよ。忍草入会組合のほうが認められているんですよ。そうなりますと、今度どうしても二百十ヘクタールを払い下げをするんだということになつて、さつき大蔵省から言われてるよう、兩者から願書が出てるということになりますと、これは何といいますか、忍草入会組合のほうに払い下げをせざるを得ないようなことになりますかね。それもしまでの政府のやり口のように政策上の見地とか特例中の特例といふことで片づけられていけば別でしようけれども、どうなんですか。その辺少し論議をしていきたいと思います。

○政府委員(平井啓一君) 問題の忍草が植林をし

ておられます部分は梨ヶ原地区の一角にありまし

て、昭和三十年に日米間で演習場使用に支障のな

い範囲においてといふことで、忍草に対する植

林、新屋に対しても農耕というものをいわば使

用条件の一つとして認めたという経緯はございま

す。これに基づきまして、昭和三十一年に、その

日米間の取りきめに基づきまして関東財務局長が

忍草入会組合長に対して国有財産の一時使用の許可

を与え、さらに昭和三十四年にその一部を範囲等

を改正した形で今日まで植林の状態が続いている

と、ということは事実でございます。ただし、御指摘

のよう、これはあくまで米軍に二条一項の施設

として提供している期間を前提とした一時使用許

可でございますので、昨年四月十一日に自衛隊に

許可の条件等の中にも、そういうふうな使用の終

期が来た場合には補償請求については放棄すると

か、そういった問題が一応許可の内容としては掲

げられております。ただ、先ほど御指摘の当時恩

賜県有財産保護組合との間に競願となつて、恩賜

県有財産保護組合のほうがそういう当事的な能

力がないというような理由で忍草が選ばれたとい

う経緯につきましては私ども記憶はいたしてお

りません。なお、この現在植林されております土

地、おそらく木も十五年生ぐらにはなつておろ

うかと思ひます。この部分につきましてどう扱う

かの問題は、これはほとんどが二百十ヘクタール

に入つております。今後の二百十ヘクタールの処

分との関連において取り扱われるものと承知して

おります。

○神沢淨君 今度は所管がかわったから長官や部

長から御意見を聞くことはちょっと妥当ではない

ところになります。この部分につきましてどう扱う

かの問題は、これはほとんどが二百十ヘクタール

に入つております。今後の二百十ヘクタールの処

分との関連において取り扱われるものと承知して

おります。

○神沢淨君 今度は所管がかわったから長官や部

長から御意見を聞くことはちょっと妥当ではない

ところになります。この部分につきましてどう扱う

かの問題は、これはほとんどが二百十ヘクタール

に入つております。今後の二百十ヘクタールの処

分との関連において取り扱われるものと承知して

おります。

○神沢淨君 わかつたような、わからないような

説明のようですが、そこで、どうですか、それじゃ

林業整備事業というものをひとつお尋ねをしたい

と思うんです。林業整備事業といふのは具体的に

はどういうことですか、その植林をするといふこと

ですか、どういうことなんでしょう。

○政府委員(平井啓一君) 非常に月並みな御答弁

になるかもわかりませんが、林業整備事業は、植

林をし、それを保育し、管理し、収益をはかると

いうことであるうかと思ひます。

○政府委員(平井啓一君) そうすると、その植林をし収益をは

かるために、まあある団体に、これは表面的には

閣議の了解事項の中では複数の表現になつていま

すがね。何も恩賜林組合に限らない、市町村、市

村でもいいような書き方になつたと思う

ですが、そういたしますと、しかしあれだけの国

有地を払い下げようなどいうことであるからには、

まあさつきの、私はあれは間違いなしに全くこれ

は裁判を取り下げてもらうための取引であつたと

いうふうに認識をいたすんですが、それがあるか

ら、これは約束したからには、どんな無理があつ

たと、ということは事実でございます。ただし、御指摘

のよう、これはあくまで米軍に二条一項の施設

として提供している期間を前提とした一時使用許

可でございますので、昨年四月十一日に自衛隊に

許可の条件等の中にも、そういうふうな使用の終

期が来た場合には補償請求については放棄すると

か、そういった問題が一応許可の内容としては掲

げられております。ただ、先ほど御指摘の当時恩

賜県有財産保護組合との間に競願となつて、恩賜

県有財産保護組合のほうがそういう当事的な能

力がないといふ理由で忍草が選ばれたとい

う経緯につきましては私ども記憶はいたしてお

りません。なお、この現在植林されております土

地、おそらく木も十五年生ぐらにはなつておろ

うかと思ひます。この部分につきましてどう扱う

かの問題は、これはほとんどが二百十ヘクタール

に入つております。今後の二百十ヘクタールの処

分との関連において取り扱われるものと承知して

おります。

○神沢淨君 わかつたような、わからないような

説明のようですが、そこで、どうですか、それじゃ

林業整備事業といふのをひとつお尋ねをしたい

と思うんです。林業整備事業といふのは具体的に

はどういうことですか、その植林をするといふこと

ですか、どういうことなんでしょう。

○政府委員(平井啓一君) 非常に月並みな御答弁

になるかもわかりませんが、林業整備事業は、植

林をし、それを保育し、管理し、収益をはかると

いうことであるうかと思ひます。

○政府委員(平井啓一君) そうすると、その植林をし収益をは

かるために、まあある団体に、これは表面的には

閣議の了解事項の中では複数の表現になつていま

すがね。何も恩賜林組合に限らない、市町村、市

村でもいいような書き方になつたと思う

ですが、そういたしますと、しかしあれだけの国

有地を払い下げようなどいうことであるからには、

まあさつきの、私はあれは間違いなしに全くこれ

は裁判を取り下げてもらうための取引であつたと

いうふうに認識をいたすんですが、それがあるか

ら、これは約束したからには、どんな無理があつ

たと、ということは事実でございます。ただし、御指摘

のよう、これはあくまで米軍に二条一項の施設

として提供している期間を前提とした一時使用許

可でございますので、昨年四月十一日に自衛隊に

許可の条件等の中にも、そういうふうな使用の終

期が来た場合には補償請求については放棄すると

か、そういった問題が一応許可の内容としては掲

げられております。ただ、先ほど御指摘の当時恩

賜県有財産保護組合との間に競願となつて、恩賜

県有財産保護組合のほうがそういう当事的な能

力がないといふ理由で忍草が選ばれたとい

う経緯につきましては私ども記憶はいたしてお

りません。なお、この現在植林されております土

地、おそらく木も十五年生ぐらにはなつておろ

うかと思ひます。この部分につきましてどう扱う

かの問題は、これはほとんどが二百十ヘクタール

に入つております。今後の二百十ヘクタールの処

分との関連において取り扱われるものと承知して

おります。

○神沢淨君 わかつたような、わからないような

説明のようですが、そこで、どうですか、それじゃ

林業整備事業といふのをひとつお尋ねをしたい

と思うんです。林業整備事業といふのは具体的に

はどういうことですか、その植林をするといふこと

ですか、どういうことなんでしょう。

○政府委員(平井啓一君) 非常に月並みな御答弁

になるかもわかりませんが、林業整備事業は、植

林をし、それを保育し、管理し、収益をはかると

いうことであるうかと思ひます。

○政府委員(平井啓一君) そうすると、その植林をし収益をは

かるために、まあある団体に、これは表面的には

閣議の了解事項の中では複数の表現になつていま

すがね。何も恩賜林組合に限らない、市町村、市

村でもいいような書き方になつたと思う

ですが、そういたしますと、しかしあれだけの国

有地を払い下げようなどいうことであるからには、

まあさつきの、私はあれは間違いなしに全くこれ

は裁判を取り下げてもらうための取引であつたと

いうふうに認識をいたすんですが、それがあるか

ら、これは約束したからには、どんな無理があつ

たと、ということは事実でございます。ただし、御指摘

のよう、これはあくまで米軍に二条一項の施設

として提供している期間を前提とした一時使用許

可でございますので、昨年四月十一日に自衛隊に

許可の条件等の中にも、そういうふうな使用の終

期が来た場合には補償請求については放棄すると

か、そういった問題が一応許可の内容としては掲

げられております。ただ、先ほど御指摘の当時恩

賜県有財産保護組合との間に競願となつて、恩賜

県有財産保護組合のほうがそういう当事的な能

力がないといふ理由で忍草が選ばれたとい

う経緯につきましては私ども記憶はいたしてお

りません。なお、この現在植林されております土

地、おそらく木も十五年生ぐらにはなつておろ

うかと思ひます。この部分につきましてどう扱う

かの問題は、これはほとんどが二百十ヘクタール

に入つております。今後の二百十ヘクタールの処

分との関連において取り扱われるものと承知して

おります。

○神沢淨君 わかつたような、わからないような

説明のようですが、そこで、どうですか、それじゃ

林業整備事業といふのをひとつお尋ねをしたい

と思うんです。林業整備事業といふのは具体的に

はどういうことですか、その植林をするといふこと

ですか、どういうことなんでしょう。

○政府委員(平井啓一君) 非常に月並みな御答弁

になるかもわかりませんが、林業整備事業は、植

林をし、それを保育し、管理し、収益をはかると

いうことであるうかと思ひます。

○政府委員(平井啓一君) そうすると、その植林をし収益をは

かるために、まあある団体に、これは表面的には

閣議の了解事項の中では複数の表現になつていま

すがね。何も恩賜林組合に限らない、市町村、市

村でもいいような書き方になつたと思う

ですが、そういたしますと、しかしあれだけの国

有地を払い下げようなどいうことであるからには、

まあさつきの、私はあれは間違いなしに全くこれ

は裁判を取り下げてもらうための取引であつたと

いうふうに認識をいたすんですが、それがあるか

ら、これは約束したからには、どんな無理があつ

たと、ということは事実でございます。ただし、御指摘

のよう、これはあくまで米軍に二条一項の施設

として提供している期間を前提とした一時使用許

可でございますので、昨年四月十一日に自衛隊に

許可の条件等の中にも、そういうふうな使用の終

期が来た場合には補償請求については放棄すると

か、そういった問題が一応許可の内容としては掲

げられております。ただ、先ほど御指摘の当時恩

賜県有財産保護組合との間に競願となつて、恩賜

県有財産保護組合のほうがそういう当事的な能

力がないといふ理由で忍草が選ばれたとい

う経緯につきましては私ども記憶はいたしてお

りません。なお、この現在植林されております土

地、おそらく木も十五年生ぐらにはなつておろ

うかと思ひます。この部分につきましてどう扱う

かの問題は、これはほとんどが二百十ヘクタール

に入つております。今後の二百十ヘクタールの処

分との関連において取り扱われるものと承知して

おります。

味で再建整備事業といつておるわけでございまして、かりに二百十ヘクタールが払い下げになりますが、發足当時の所有土地面積に比べましたらなお不足する程度でございます。決して相手方として国有地が大き過ぎるというようなものではないと考へております。

○神沢清君 まあ、国有地は大き過ぎるといふかも知れません。しかし、恩賜林組合といふものは、いまみじくも言われたよに、相當に土地を、林地を所有していいるわけなんです。それにさらに財産をふやさして、そして収益をあげなきやならないなんという、そういう立派な立派なことですよ。まあ急なことですから、これは無理かも知れませんが、いま恩賜林組合がどのくらいの土地、財産を持つておるかというのをおわかりになつておりますか。

○説明員(川崎昭典君) ちょっと手元に正確な資料がございませんのでわかつております。

○神沢清君 じゃ、私のほうから申し上げましょ。いま恩賜林組合は部分林を千六百五十ヘクタール持つて、それで組合所有林が二百四十ヘクタール、県有地の借地が七十ヘクタール、山梨県一の山持ちですよ。それでしかもこれはちょうど開設決定が昨年の三月三十日になされまして、表面的には恩賜林組合といふ名前があらわれておりませんが、しかし、裏面におけるところの話し合いで、開設決定がなされた以上は当然自分の組合に払い下げを受けられるものと組合は考へているようありますし、したがつてそういう事情の上に立つて、同じ日にこの恩賜林組合は何をきめておるかといふと、六十ヘクタールを富士急行株式会社に貸し付けをするといふことをきめておるのですよ。あの富士急ハイランドといふこれは非常に大きなレクセンターがりますが、いま収容人員では全国一だそうありますけれども、あれもかつてはこの恩賜林組合が所有をしておった土地であったんですよ。そうすると、六十ヘクタールを人に貸し出しおるようなどころへまたわざわざ土地を払い下げをして取

益をあげさせなきやならぬというそんな理由は成り立たぬじやないですかね。それじゃまるで國もぐるになつてしるようなことに考へられてもやむを得ないようなものであります。私はそうが移つたそつでありますから、これは大蔵省としてもほんとうにやはり貴重な國民の財産——繰り返して述べるわけですけれども、ほかのところと違いますよ、それはほんとうにもうそれこそ日本への目抜きの場所ですからね、この処分ですからね、これはひとつほんとうに慎重に——私もいろいろいよいよ意見なども申し述べてまいりましたが、またいろいろな問題点などについても提起をいたしましたが、この論議などもひとつ十分してまいりましたが、この論議などもひとつ十分に腹におさめて慎重な対応というものを私はきびしく求めておきます。

いまの点について、富士急行株式会社に六十ヘクタールといふような土地貸し付けを同時にきめておるというような事実を大蔵省のほうは御存じなのかどうですか。

○説明員(川崎昭典君) ただいま御指摘の事実は、その後——その後と申しますか、前回御質問がありまして、調査をいたしまして、議決はしたけれども、それが実行しないと、それで取りやめるといふふうに聞いております。

○鈴木力君 ちょっと聞��。

いまのことね、これは大事なことですからね。議決はしたけれども取りやめると聞いているといふ程度では、これは行政の責任者の答弁として私は不適格だと思いますよ。それならば、その富士急に転貸をするということを取りやめるという議

決をした議事録なり何なりを政府がとつておるのかどうか、その手続はどうなつておるんですか。それから大蔵省の管理に入るわけですが、まだ行なわれておりますけれども、現実に私どもまだ見ておりませんが、これから大蔵省の管理に入れるわけではありません。ただいま御指摘の点につきまして非常

に慎重に吟味を進めたいたいと思いますが、そういう点含めまして慎重な調査をし、十分な措置をとつた上で事務を進めたいと考えております。

○鈴木力君 もう一つだけ。それじゃ防衛施設厅に伺いますけどね、いま大蔵省に引き継ぐ前に、この富士急との関係は防衛施設厅はどういう把握をして引き継いだんですかね。そのきちっとした手続なりどういう処置をしたのかを聞いておきます。

○政府委員(平井啓一君) 私どものほういたしましては、昨年五月十九日米軍から返還を受けました二百十ヘクタールの国有地を提供のために管理しております立場から、どのような形で大蔵省のほうに引き継ぐかという事務を担当している立場でございます。それが引き継がれたあとに二百十ヘクタールの問題がどうなるかということは、あくまで大蔵省の立場で開設了解の線に沿って判断される問題であるといふように承知しております。したがつて、特に富士急の問題等についてそういう一部のうわさは聞きましたけれども、具体的に二百十ヘクタールに關係ある問題かどうか、そういう点について特に当庁としての立場ははつきりしておりません。

○戸田菊雄君 いまのことについて、ひとつ資料を提示をしておいていただきたいと思うんですがね。

○戸田菊雄君 ですから、当時の審議状況から、さらくに今日まで一年——昨年ですね。

○説明員(川崎昭典君) じゃ、この一年間の返還財産払い下げ状況ということで承っておきます。

○戸田菊雄君 いまのことについて、ひとつ資料を提示をしておいていただきたいと思うんですね。

○神沢清君 大蔵省にお統けて聞くんですが、この恩賜林組合から払い下げ申請の手続がされてきてるわけですね。その払い下げの申請の理由。

これは私が仄聞するところによれば、まあ演習場があそこにあることがあります。そこで、その受けた支障を受けたために二百十ヘクタールについては払い下げを求める、こういうような内容だといふように仄聞しておるんですけども、そうなんでしょうがね。

○説明員(川崎昭典君) たゞいま御説明をいたさないで、その受けた支障をカバーするためには二百十ヘクタールについて払下げを求める、こういうような内容だといふように仄聞しておるんですけども、そうなんでしょうがね。

これは私が仄聞するところによれば、まあ演習場があそこに存在することになつたために恩賜林組合のその林業の經營が非常に大きな支障を受けた

した際、自衛隊関係、これの払い下げ予定地、そういう問題についていろいろと審議をした段階があるわけですね。ですから、当時の愛知大蔵大臣の説明では生活環境整備、こういうものを主体

に国有地の払い下げを促進していくんだと、こういうことだったんですね。そういう一部にいまあるわけですね。ですから、當時の愛知大蔵大臣の説明では生活環境整備、こういうものを主体

に国有地の払い下げを促進していくんだと、こういうことだつたんですね。そういう一部にいまあるわけですね。ですから、當時の愛知大蔵大臣の説明では生活環境整備、こういうものを主体

がね。

どうですか。

○説明員(川崎昭典君) ただいま御質問の点でござりますけれども、国有地の払い下げは防衛施設厅でございませんで私どものほうで扱つております。されども、北富士に関しまして払い下げというのはまだ行なわれておりません。

○戸田菊雄君 ぼくが言つておるのは、防衛厅が今まで管轄しておつたやつが大蔵省所管に移つて大蔵大臣がやることになったんだけれども、そこの領域のもので全然ないということですか。

○説明員(川崎昭典君) いわゆる返還財産というものは、米軍に提供しておきました間は防衛施設厅において管理しておる、返還になりましたときには大蔵省へ引き継がれまして、大蔵省が管理をして払い下げを行なうわけでございますが、こままで払い下げを行なうわけでございますが、これはもうずいぶん各所で学校とか公園とかいろいろございまして、これは相当膨大な量になるわけでございますが……。

○戸田菊雄君 ですから、当時の審議状況から、さらくに今日まで一年——昨年ですね。

○説明員(川崎昭典君) じゃ、この一年間の返還財産払い下げ状況ということで承っておきます。

○戸田菊雄君 いまのことについて、ひとつ資料を提示をしておいていただきたいと思うんですね。

○神沢清君 大蔵省にお統けて聞くんですが、この恩賜林組合から払い下げ申請の手續がされてきてるわけですね。その払い下げの申請の理由。

これは私が仄聞するところによれば、まあ演習場があそこに存在することになつたために恩賜林組合のその林業の經營が非常に大きな支障を受けた

ためには二百十ヘクタールについては払い下げを求める、こういうような内容だといふように仄聞しておるんですけども、そうなんでしょうがね。

○説明員(川崎昭典君) たゞいま御説明をいたさないで、その受けた支障をカバーするためには二百十ヘクタールについては払い下げを求める、こういうような内容だといふように仄聞しておるんですけども、そうなんでしょうがね。

これは私が仄聞するところによれば、まあ演習場があそこに存在することになつたために恩賜林組合のその林業の經營が非常に大きな支障を受けた

ためには二百十ヘクタールについては払い下げを求める、こういうような内容だといふように仄聞しておるんですけども、そうなんでしょうがね。

これは私が仄聞するところによれば、まあ演習場があそこに存在することになつたために恩賜林組合のその林業の經營が非常に大きな支障を受けた

ためには二百十ヘクタールについては払い下げを求める、こういうような内容だといふように仄聞しておるんですけども、そうなんでしょうがね。

どうですか。

してね、何もそういう理由がない再建なんといふのは、ことばとしてもこれは成り立たないわけなんです。演習場が所在するため恩賜林組合のそこの林業経営というものが多大なる支障を受けておる、したがつて、その支障を受けた状態から再建するためには二百十ヘクタールという土地の払い下げを受けてやりたいと、こういうことなんですよ。そうでなきや再建なんということばは意味ないんじやないです。

○神沢春碧 どうもわからぬな。何を再建するんだからちっともわからぬな。水かけ論みたいなことをやっておってあまり意味もないわけですから、私の質問は次に移りますがね。しかし、率直な印象を言わしていただきますと、何か言っておればそれで済む、こういうことじや私は国会の審議なんというものは意味ないものだと思うんですよ。繰り返すようですが、とにかくあれだけ大きな財産というものを効率をするんですからね、それには理由だつてはつきりしたものでなければならぬでしょう。国民の立場からすれば当然そうですよ。それが林業再建整備、それは何の再建だと言つたら、何の再建だかもわからない。いわば、もと、木がはえていたところだけれども、今度またもとどおりに木をはえるよにする、そういう意味で再建だ。

あの現場を御存じでしょうかね。あの場所などはなるほど演習場の一部にはなつておつたんでしょうけれども、あんなところで演習したら、それこそあれですよ、危険千万の場所でありまして、百三十八号線という国道の沿道ですから、ただ単にそれは演習場の地域の一部だったということであつて、演習のために、そのために林業が支障を

受けたども、い個所じやないでよ。数十年前も今
日もちつとも形狀としては変わつてない場所な
い方をさして、いたくならば、恩賜林組合ともう
そういう取引をしてしまつたから、その取引に基
づいてどうしても恩賜林組合に払い下げをしな
きやならないから——ちょうど逆算の方式じやな
いですけれども、あとから理由をつけたりしてお
るような感じはどうしてもいなめません。大体目
的自体から、これだけの大きなくも貴重な財産
の処理の目的からして、私どもが聞いてもわから
ぬ。ぼくはそういう点を憂慮をいたします。どう
うかひとつ國の立場で変にゆがんだ姿勢の行政は
やつていただきや困るんですよ。

それから施設庁のはうへお尋ねをするんです
が、いまも被弾立木補償とかそれから經營阻害補
償とか、こういうものは出ておるんですか。
○政府委員(平井啓一君) 被弾立木補償につきま
しては、その年その年の演習状況、立木の被弾の
状況等によりまして補償の程度は違いますが逐次
実施しております。林業經營阻害につきましては、
これはあまたその伐期がまいるました立木に関
しまするところの林業の經營上の阻害といふこと
で扱っておりますので必ずしも逐年ということで
はございません。ここ数年間は林業經營阻害の補
償は実施しておりません。

○神沢淨君 私の知る限りでは被弾立木補償もさ
れてきたし、經營阻害補償もされてまいつており
ますしするのでありますて、その意味においては、
そういう被害というものはやっぱり金でもつて解
決をされているわけです。だから、賞書の中で
もつて、林業再建整備のために云々などといふあ
の取りかわされた文書 자체が私は問題だと思うん
です。ほんとうにこじつけた理由だと思うんです
よ。そのことだけに私も実はかかわっているわけに
もましまらないのですから次へ進んでいくことに

いたしますが、自治省の方、お見えですか。——
自治区の方に一言聞いて国有地払い下げの問題を一区切りつけたいと思うんですがね。
これは前にも私はたしか予算委員会でもって実はもう論議をしたことですがね。時間の関係もあつたりして——何としても私方に落ちていらないんです。というのは、これはさつきも大蔵省のほうの御説明にもありましたが、一部事務組合ではよね、恩賜林組合というのには、一部事務組合といふのはやっぱりその目的を持つて、その目的のための事務の組合をつくっておる特別公共団体、平たく言えばこういうことだらうと思うんですね。したがつて、通称恩賜林組合とこう言つていいわけですからけれども、性格的には自治法上の一部事務組合、その一部事務組合の目的というのは何かというと、これは国有林等の経営を内容とするところのいわゆる恩賜県有財産の保護ということですね。それが目的なんですよ。そうすると、それが今度は国の普通財産を払い下げによって取得をするという、かりにあの組合へ払い下げをするとすれば、これはひとつ自治法上の解釈からいつても妥当を欠くんじやないですか。妥当性を、この点はどうですか。

ういつたようなことで問題はないのではないかと、こう考えております。

○神沢漣君 実は問題が大ありだと思うのですよ。もう、財産を持つておるからその財産をふやしてもかまわぬと、こういう意味合いになりますわぬ。しかし、この組合の目的は恩賜県有財産の保護を目的としておる。持つておる財産というものは、当初この一部組合が出発當時これはそれぞれの市村が持つておるものを持ち集めたから、それが組合の財産になつてしるわけだ。そういう特別な沿革を持つておる財産なんですよ。私が専門家の意見等を徵してみたところによると、その種の団体、いわゆる一部事務組合が財産を取得することはできるようだ。たとえば事務所を持つておる、その事務所の自動車を置くための庭を取得をするとか、あるいは物置きをつくるとかこういうようなことはできる。法文の解釈をそういうふうにしておるようだ。しかし、これだけの膨大な財産を、これは恩賜県有財産じやないんだから、恩賜県有財産の保護という目的とはこれは別なものなんだからそれが取得できるといふような解釈、財産を持つておるから財産を――それはさつき言うとおり、最初からこの組合の沿革上市村が持つておった林地を一部事務組合の經營にまかせようということでもってこれは財産になつておるわけなんです。不動産業者じやないんだから、この組合はね。目下のところやつておることはまるで不動産業者のようなことになるじゃないませんか。六十町歩富士急行に貸して――それは決だけはして、あとは実行はしていないだろうという大蔵省のお話でございましたが、そのまま実行になれば不動産業者と変わりませんね。一方では二百十ヘクタール払い下げを受けて財産をふやす。これは一部事務組合としてはもうすでにそのことだけでも逸脱じゃないですかね。自治省はやっぱり適切な指導をしなければならない範疇に入りませんか。

そういうようなことでもって、いまの説明のようになると、財産が持てるという解釈をす

るなら、それじゃ一部事務組合、富士吉田市恩賜林組合は東京のまん中に土地を買ってもいいわけですか。大阪まで行って土地を買ってもいいわけですか。そういうことになっちゃうじゃありませんか、財産があるから財産を持ってるということだけじゃありますよ。これは不動産業者と同じになっちゃいますよ。

○説明員(田中和夫君) 先ほども申し上げましたように、一部事務組合というものは市町村の事務の共同処理機構でありまして、市町村が根っこにありますて、その市町村がまかした仕事をやると。そのままかす、何をまかすかということは規約で書くということですござりますから、いまお話しのような東京のまん中に土地を買うとか大阪のまん中に土地を買うとかいうようなことはこれはまあ問題でありますようが、この規約で規定してある範囲内であるというふうに組合も判断し、構成市町村も從来からそういうことを了解して今日に至つておる。これは明治三十三年以来そういうことで恩賜国有財産の保護という山林經營に関する仕事をしてやつておる。それと関連のあると申しますか、その同じような山林經營を、從来から組合が所有しておりました山林を中心として、あるときは恩賜国有財産の保護といふやしながら、それをふやしながら、あるときは減らしながら、払下げをしたりしながら今日に至つておるといふ。そういう経緯にかんがみまして、これは規約で規定した範囲内のものではあるまいがと、こう解釈をしておるわけでござります。

○神沢淨君　それじゃ、ちょっとわかりやすく聞
きますがね、まさか東京のまん中に土地を買うと
いうようなことはこれは常識はずれだとこう思
いますが、これは買ってもしかたがありませんか。
まあかりにこの組合が東京のどまん中に土地を取
得するといふような際には、これは自治省でどう
しますか。

○説明員(田中和夫君)　まあ、かりにもそのよら
なことをすることはまずあるまいと思いますけれ
ど、さういふことは決してない。たゞ、この組合は

ども、それは組合に各構成市町村から出ておりま
す議員——これは選挙で各市町村の議会の議員の
中から選ぶということになつておりますから、そ
の議員さんはその組合の規約なり組合がどの程
度の仕事ができるかと、ということを十分承知してお
るわけでありますから、そこで問題にされて、そ
ういうことがおそらく行なわれないだらうと。一
部事務組合というのはあくまでもこの市町村の事
務の共同処理機構であるという大前提がございま
す、そのまかされた事務だけをやるのだといふ大
前提があります。そして構成市町村から議員も組
合の議会も構成されている、こういうようなこと
でござります。

大きな市になりましたが、以前は七つも八つも分かれておった。そういう当時においては、たとえば会合がある、その会合の座席の一一番上は恩賜林組合だった、そのあとで、以下家来のごとく村長がすわるという、これはもう実力関係ですよ。大きな林地と、いうものを持つておるのですからね。そういう一部事務組合ですから、何をするかわからりませんよ、これは。今までだつてほとんど不動産業者と変わらぬようなことをやってきておるわけなんです。そうすると、いまの自治省の解釈のように、財産があるから財産を持つてもいいと、いうような解釈をしておると、東京のどまん中の土地を買いたいといつても、これはやめさせるわけにいかぬぢやないですか。これは各市町村から議員が出ておつて、方針がきまらなければできないから——それはたてまえ上はそうですがれども、しかし、その議員さんたちがそうきめてかかつたという場合には、この自治省の指導の立場といふものは、これは手はつきませんか。そうすると、一部事務組合といふのはどんなものになつてしまふのかわがわからぬというふうなことになると、自治省の指導の立場なんといふものはなくなってしまいますね。その辺の見解というのはどうなんでしょうかね。大体東京のどまん中を例にとって、少し極端かもしませんがね。しかし、私はその極端とそんなに変わらぬくらいのケースだと思いますよ。

ういうふうなことを考えていくと、これはどうも何が陰では相当の密約のさらに密約が行なわれておって、そうして林業再建整備なんて——どうもそこら辺がくさいんだけれども、ちょっと払い下げたけれども、林地に使ひんだつたら、それは土地の利用計画が何ばあらうとも、それは林地以外の利用が不可能だという土地であれば、この程度の価格が妥当だということになるじゃないですか。そういうようなことであつて払い下げが結構は行なわれるんじやないですか。そうしてそれが今度一たび組合の手に移つたといふようなことになりますとなるほど今までこそそれは使用条件があるだけで、林業の整備再建なんだと言つておられますけれども、政治などといふものは、あるいは社会の情勢などといふものは絶えず動いていくものでありますから、私は常に私の住んでる周辺を見ていつも感じさせられてならないんですねが、私のところなどはりっぱな農村でした。

行なわれる。やがていつの日か、そんなに遠くない将来において、これは自由に処分できるといふに変わらぬとはだれが保証できますか。そういうふうになりましたならば、これは全く一部の団体の不当といつてもいいような収益のために国がその一役を買つたんだ、國が協力をしたんだ、こういうような結果以外には何も残らぬような結果になってしまふと思うのです。そういう危険な方向に私はいま目の前に動き出しているような気がしてならないから、よけいにくどい主張をしてみているわけなんです。

そこで、ちょっと余談が入り過ぎましたが、自治省にお尋ねをいたすんですが、東京のどまん中の若干極端な例であったかもしませんが、数百億の財産を取得させるということは、一部事務組合に対してという場合には、そんなに変わらない、極端なことじやないでしょうかね。その辺の御見解はどうですか。

○説明員(田中和夫君) 私のほうでは払い下げが

どういうふうにして行なわれるのか、あるいはそれがどういうふうになるのか、これは知らないわ

けでございますけれども、從来、先ほど先生がお

話になりましたよな数百ヘクタールであります

か、あるいは千数百ヘクタールでありますか、林業経営も恩賜林以外にも行なわれておった、こ

うような経緯もあるわけでありますから、先ほ

ど例として申されましろいろいろな仕事をやる場

合に、事務所をつくるとか、あるいはさくをつく

るといふものとは違うかもしれませんけれども、

従来から組合としてやつておったその事務とい

う問題がそのほかにあるかもしませんけれども、山林経営、林業整備といふような観

点から考えますと、従来からそういうことをこの規約に基づいて、一部事務組合の規約に基づいて、構成市町村もそれを承知の上で従来からやってき

ておる。したがつて、そういうことであれば規約

の解釈上はできるのではないか、こういうふうな見解でございます。

○神沢淨君 けつこうです。私は主張すべきものは主張しておきましたから気をつけてやつてください。

○説明員(田中和夫君) それから次は、第三の問題は一応これで区切りをつけまして、覚書の第二にあがっているのは、

いわゆるこれは法案と今度は直接のかかわり合いを有するわけでありますけれども、周辺整備事業の問題になつてゐるわけであります。この周辺整

備事業については、先ほども触れましたように一昨年の八月の覚書がスタートになつて、そして開

議了解事項になつて、開議了解事項の中にどう書

いてあるかというと、五年間百三十億ですか、五

年間百三十億こう書いてあります。さつきちょっと

と読んだ個所に今度は、「附記 前記周辺整備事業

に対する山梨県案は障害防止対策事業、道路改修事業及び民生安定事業等總額三〇億円である

が、政府はこれを尊重し、昭和四八年度から山梨県と協議のうえ、具体的な計画を樹立し、予算の範

囲内において実行に移すものとする。」こう書いてあるわけですね。それで今年――今年というか

はどうなつておりますか。資料をいただいておつたような気がしておりますけれども、ちょっと手

元でいまなかなかさがすのにやつかいでありますから、ちょっと御説明を願いたいと思います。

○政府委員(平井啓一君) 昭和四八年度の事業

といたしましては、障害防止事業補助額として三億八千万円、道路改修事業補助額一億六千万円、

民生安定事業補助額二億七千万円、合計いたしまして補助額約八億一千九百万でございます。端数はちょっと省略いたします。

○神沢淨君 八億――約九億としましても、補助額にのぼるものを受け取るのはおかしいではない

かといふうな角度からの御指摘でありますと、いろいろな問題がそのほかにあるかもしませんけれども、山林経営、林業整備といふような観

点から考えますと、従来からそういうことをこの規約に基づいて、一部事務組合の規約に基づいて、構成市町村もそれを承知の上で従来からやってき

ておる。したがつて、そういうことであれば規約

の解釈上はできるのではないか、こういうふうな見解でございます。

○政府委員(平井啓一君) 百三十億、五年間といふのは、あくまで地元市村と県が協議されましたところの県案でございます。そしてこの県案を国としては尊重しながら、昭和四八年度から山梨

県と協議しながら、当該年度のそれぞれ予算の範囲内において具体的な計画を検討して実施を進めいくということになつておりますので、一応いまでのベースで五年間できるかどうかという問題についてはあくまで今後問題であろうかと思いま

す。

○政府委員(平井啓一君) それで、私もこの際資料を要求しておきますが、百三十億は県案と、こうは言つては

おりますものの、私などの知るところでは、国と県との間でもつて検討を重ねて、その結果出てき

た数字であることは間違ひありませんね。ただ県

が持つてた百三十億をうのみにそのままのみ込

んだというものでないことは事実です。たとえば私が知る範囲では、とにかく関係市村の要求を出

せと言つたら千二百億と出てきた。いかにもこれは国が驚いたようでありますし、加えて県もかな

り驚いたようでありまして、それで、これでは何

といつても話が遠過ぎてどうにもだめではないか

といふことで、横浜の施設局が指導に当たつてそ

していろいろと検討しましたけれども、なかなかこれが地元の要求も強くてその検討が相應ます

そのため最初の暫定期間と定めた三ヶ月に及びますても妥協せず、とうとうそのため三ヶ月間の

暫定期間をさらに延長をしなきゃならないような

これは経過もあったようになります。

大体三ヶ月の暫定期間が満了する年に千二百億を

やつと三百億台に縮めて、そして伸縮を重ねながら

開議了解の四八年三月三十日段階において百三十億になつたというのが真相であります。

だから、百三十億円は県のほうから持ってきたもの

を国は尊重するという方針を定めたというだけ

の単純なことではなくて、やっぱり検討が積み重

ねられた結果まとめ上げられた数字が百三十億だ

といふうに私は解釈をいたします。また、行政

というものはそのくらいのことはあたりまえのこ

とだろうと思います。百三十億と言つてきたから、

はい、尊重しますなんというでたらめなことじゃ

困るのであります。そこで、その百三十億とま

とめました数字の内容、これは毎年の予算に書い

ています。それで、それはその年度に予算の範囲内でもつて実施を

していけることがありますから、それはその年度に

よつてもちろん相違するであります。しかし、最終的にこの県

は資料としてほしいのは、百三十億の内容を明

細にしたもののがほしいと思うんですが、これはい

ただけますか。

○政府委員(平井啓一君) 御指摘のようないろん

な経緯が使用転換をめぐりますところの覚書ある

いは閣議了解、協定等に至るまでの間にあつたこ

とは事実でございます。しかし、最終的にこの県

案百三十億ということで、これを尊重する国の姿勢を示した背景といたしましては、まず北富士演習場

と全く類似の状態にありますところの、立地条件におきましても、周辺の産業構造におきまし

てありますとおり、予算の範囲内でもつて実施を

していけるんでありますから、それはその年度に

よつてもちろん相違するであります。しかし、最終的にこの県

は資料としてほしいのは、百三十億の内容を明

細にしたもののがほしいと思うんですが、これはい

ただけますか。

○政府委員(平井啓一君) 御指摘のようないろん

な経緯が使用転換をめぐりますところの覚書ある

いは閣議了解、協定等に至るまでの間にあつたこ

とは事実でございます。しかし、最終的にこの県

案百三十億ということで、これを尊重する国の姿勢を示した背景といたしましては、まず北富士演習場

と全く類似の状態にありますところの、立地条件におきましても、周辺の産業構造におきまし

てありますとおり、予算の範囲内でもつて実施を

していけるんでありますから、それはその年度に

よつてもちろん相違するであります。しかし、最終的にこの県

は資料としてほしいのは、百三十億の内容を明

細にしたもののがほしいと思うんですが、これはい

ただけますか。

○政府委員(平井啓一君) 御指摘のようないろん

な経緯が使用転換をめぐりますところの覚書ある

いは閣議了解、協定等に至るまでの間にあつたこ

とは事実でございます。しかし、最終的にこの県

案百三十億ということで、これを尊重する国の姿勢を示した背景といたしましては、まず北富士演習場

と全く類似の状態にありますところの、立地条件におきましても、周辺の産業構造におきまし

てありますとおり、予算の範囲内でもつて実施を

していけるんでありますから、それはその年度に

よつてもちろん相違するであります。しかし、最終的にこの県

は資料としてほしいのは、百三十億の内容を明

細にしたもののがほしいと思うんですが、これはい

ただけますか。

○政府委員(平井啓一君) 御指摘のようないろん

な経緯が使用転換をめぐりますところの覚書ある

いは閣議了解、協定等に至るまでの間にあつたこ

とは事実でございます。しかし、最終的にこの県

案百三十億ということで、これを尊重する国の姿勢を示した背景といたしましては、まず北富士演習場

と全く類似の状態にありますところの、立地条件におきましても、周辺の産業構造におきまし

てありますとおり、予算の範囲内でもつて実施を

していけるんでありますから、それはその年度に

よつてもちろん相違するであります。しかし、最終的にこの県

は資料としてほしいのは、百三十億の内容を明

細にしたもののがほしいと思うんですが、これはい

ただけますか。

○政府委員(平井啓一君) 御指摘のようないろん

な経緯が使用転換をめぐりますところの覚書ある

いは閣議了解、協定等に至るまでの間にあつたこ

とは事実でございます。しかし、最終的にこの県

案百三十億ということで、これを尊重する国の姿勢を示した背景といたしましては、まず北富士演習場

と全く類似の状態にありますところの、立地条件におきましても、周辺の産業構造におきまし

てありますとおり、予算の範囲内でもつて実施を

していけるんでありますから、それはその年度に

よつてもちろん相違するであります。しかし、最終的にこの県

は資料としてほしいのは、百三十億の内容を明

細にしたもののがほしいと思うんですが、これはい

ただけますか。

○政府委員(平井啓一君) 御指摘のようないろん

な経緯が使用転換をめぐりますところの覚書ある

いは閣議了解、協定等に至るまでの間にあつたこ

とは事実でございます。しかし、最終的にこの県

案百三十億ということで、これを尊重する国の姿勢を示した背景といたしましては、まず北富士演習場

と全く類似の状態にありますところの、立地条件におきましても、周辺の産業構造におきまし

てありますとおり、予算の範囲内でもつて実施を

していけるんでありますから、それはその年度に

よつてもちろん相違するであります。しかし、最終的にこの県

は資料としてほしいのは、百三十億の内容を明

細にしたもののがほしいと思うんですが、これはい

ただけますか。

○政府委員(平井啓一君) 御指摘のようないろん

な経緯が使用転換をめぐりますところの覚書ある

いは閣議了解、協定等に至るまでの間にあつたこ

とは事実でございます。しかし、最終的にこの県

案百三十億ということで、これを尊重する国の姿勢を示した背景といたしましては、まず北富士演習場

と全く類似の状態にありますところの、立地条件におきましても、周辺の産業構造におきまし

てありますとおり、予算の範囲内でもつて実施を

していけるんでありますから、それはその年度に

よつてもちろん相違するであります。しかし、最終的にこの県

は資料としてほしいのは、百三十億の内容を明

細にしたもののがほしいと思うんですが、これはい

ただけますか。

○政府委員(平井啓一君) 御指摘のようないろん

な経緯が使用転換をめぐりますところの覚書ある

いは閣議了解、協定等に至るまでの間にあつたこ

とは事実でございます。しかし、最終的にこの県

案百三十億ということで、これを尊重する国の姿勢を示した背景といたしましては、まず北富士演習場

と全く類似の状態にありますところの、立地条件におきましても、周辺の産業構造におきまし

てありますとおり、予算の範囲内でもつて実施を

していけるんでありますから、それはその年度に

よつてもちろん相違するであります。しかし、最終的にこの県

は資料としてほしいのは、百三十億の内容を明

細にしたもののがほしいと思うんですが、これはい

ただけますか。

○政府委員(平井啓一君) 御指摘のようないろん

な経緯が使用転換をめぐりますところの覚書ある

いは閣議了解、協定等に至るまでの間にあつたこ

とは事実でございます。しかし、最終的にこの県

案百三十億ということで、これを尊重する国の姿勢を示した背景といたしましては、まず北富士演習場

と全く類似の状態にありますところの、立地条件におきましても、周辺の産業構造におきまし

てありますとおり、予算の範囲内でもつて実施を

していけるんでありますから、それはその年度に

よつてもちろん相違するであります。しかし、最終的にこの県

は資料としてほしいのは、百三十億の内容を明

細にしたもののがほしいと思うんですが、これはい

ただけますか。

○政府委員(平井啓一君) 御指摘のようないろん

な経緯が使用転換をめぐりますところの覚書ある

いは閣議了解、協定等に至るまでの間にあつたこ

とは事実でございます。しかし、最終的にこの県

案百三十億ということで、これを尊重する国の姿勢を示した背景といたしましては、まず北富士演習場

と全く類似の状態にありますところの、立地条件におきましても、周辺の産業構造におきまし

てありますとおり、予算の範囲内でもつて実施を

していけるんでありますから、それはその年度に

よつてもちろん相違するであります。しかし、最終的にこの県

は資料としてほしいのは、百三十億の内容を明

細にしたもののがほしいと思うんですが、これはい

ただけますか。

○政府委員(平井啓一君) 御指摘のようないろん

な経緯が使用転換をめぐりますところの覚書ある

いは閣議了解、協定等に至るまでの間にあつたこ

とは事実でございます。しかし、最終的にこの県

案百三十億ということで、これを尊重する国の姿勢を示した背景といたしましては、まず北富士演習場

と全く類似の状態にありますところの、立地条件におきましても、周辺の産業構造におきまし

てありますとおり、予算の範囲内でもつて実施を

していけるんでありますから、それはその年度に

よつてもちろん相違するであります。しかし、最終的にこの県

は資料としてほしいのは、百三十億の内容を明

細にしたもののがほしいと思うんですが、これはい

ただけますか。

○政府委員(平井啓一君) 御指摘のようないろん

な経緯が使用転換をめぐりますところの覚書ある

いは閣議了解、協定等に至るまでの間にあつたこ

とは事実でございます。しかし、最終的にこの県

案百三十億ということで、これを尊重する国の姿勢を示した背景といたしましては、まず北富士演習場

と全く類似の状態に

その規模につきましては、過去三十一億の経事業を実施している東富士に比べて、講和条約発効後四十七年度までに二十八億の実施しか行なつてない北富士が、今後障害防止の面において、あるいは民生安定事業の面において、また道路整備等において予期できるであろう事業というものが大体どのくらいの規模であるかというところをバランスをとりながら考え、あわせて県のほうから提出されております事業計画案の中から障害防除、道路整備、民生安定事業、それぞの部門に関しまして大体の全体の規模としての妥当な線を考えて百三十億という一つの考え方においてそういった点が妥当は配慮していこう、尊重していこうということをきめたわけでございます。したがつて、具体的な東富士とのバランスにおいてそういう点が妥当であろうと判断したわけでございます。したがつて、具体的な百三十億の積み上げの事業、個々の事業につきましては、今後の年度年度の具体的な計画でこれを実施していく、あるいは指導していくということで運びたいと考えておりますので、具体的に百三十億の中身がどうのこうのということについては、あくまでこれは県案であり、国として一つ一つをまとめたわけではございませんので御披露できるような段階のものではないと思いまます。

これからまた十一月ごろになつて、これはどういう指導が行なわれたか知らぬが、これは新聞に書いたあった数字を私は拾い上げてゐるわけですよ、三百八十七億ぐらいにまたそれがふえまして、そしてその後政府側のほうは、ちよどしこれは商売の取引と同じようなもので、八十五億ぐらいから始まって百億に広げて、それから最後に落ちいたところが百三十億というようなことで、これはただあれですか、数字の何か、ちよどしどの取引のときに値段でもきめるような簡単なことでやつたんですか。そういやないでしょ。

それは国がそれを受け入れるためにきめようといふならば、やはりこの法律の第三条、第四条別に、周辺のかわり合い、要求しておる事業別に検討をされて、そしてこれは法律の範囲の中でもつてここまででは可能である、場合によると、それはまたぎりぎり越すような最大限な、冒頭私が申し上げたように、法律の運用の改善に積極的な検討を加えて、ぎりぎりのところの辺までは可能であるというようなことでいろいろ積み重ねられた検討の結果が百三十億になつてゐると思わなきやならぬと思ひますし、そうでなければ、まるっきりつかみ金みたいな話でもつて県のほうでは三百億を要求した、國のほうでは百億と言つた。じゃひとつまあ両読みというのか、まん中をとつて百三十億というようなまさかきめ方をしたわけじゃないでしょ。でくるだらうところの事業の計画というものを検討して積み上げた結果が、百三十億ぐらいまではやれるんではないかといふいう数字が出てきたということじやないですか。私の知るところでは横浜の施設局がかなり突っ込んだ指導や検討をしておるようでありまして、だからそれは当然部長の手元にあるはずです。施設局に当然あるはずなんですからね。これは委員会のはうでもつて手続をとつていただきたくと思うんですが、これはやっぱり今後の法

○政府委員(平井啓一君) 昨年の覚書あるいは使用協定締結の段階における県案が、いろいろな変遷を経て百三十億の規模を強く要望されたという経緯はござります。ただ、その段階におきまして、その事業を採択します。民生安定事業ないしは障害防止事業として、国の補助事業として採択すべき国の立場といったしましては、一つ一つの事案について、これはよからう、これはむずかしかろうということを、その段階において一つ一つにして、答案を出すべきまた段階ではないと思います。これはあくまで今後の当該年度ごとの予算といふものの背景の中においてはつきりきめていくべきものだらうと思います。したがつて、県案は、いろいろ出した段階で最終的にまとまつた百三十億の規模といふものは、先ほど御答弁申し上げましたように、あくまで隣接する東富士演習場とのバランスにおいて、東富士演習場が從来講和条約発効以来障害防止事業あるいは民生安定事業、道路整備事業にどれだけ事業をやつてきたか、それから北富士はそれぞれの該當につきましてどれだけの事業をやってきたか、そういう点を全体の規模からながめて、百三十億という最後にしばられた県の案といふものを尊重していくこと、こうしたことで昨年お互に話し合つたわけでござります。したがつて、残念ではございますけれども、その積み上げ、県が県なりに積み上げております中身について、事業ごとのものを国の立場としてお差し上げるという、提出をしていただくというわけにはまいらないかと思います。

十億だと。そうすれば百三十億の根拠が出てくるでしょう。ただ何となしにそういうような説明をして、百三十億はきめたが、あと何年にどれだけ使うのか、何にどれだけ使うのか、それは説明できぬ、そういう形で、つかみ金と言えばつかみ金と言えるような印象で基地というものを国が扱つてくるところに、防衛局なり施設庁なりが国民からの信頼を失っている態度がある。

したがつて、私は委員長に提案しますけれども、この資料が出ないでこのまま審議を続けることは——これは非常に重要な問題だと思いますから、こんなことじやだめです。資料作成をしてもらつて、それに基づいていまの問題から審議を続行しないとこれは審議にならぬと思います。そういう運びにせひしてもらいたいと思いますし、資料を出すかどうかもう一度討議をしてもらいたいと思います。根拠のないところからトータルが出るなんというばかなことはない。

○政府委員(平井啓一君) 昨年の閣議了解の「附記」に書いてござりますように県案は総額約百三十億円であるが、政府はこれを尊重し、そして具体的には当該年度ごとに県と協議の上計画を樹立して予算の範囲内で実行に移していく、こういう姿勢でございますので、百三十億の中身といふものは、あくまで全体規模として、当時一応尊重するに足る計画であろうということで考えたわけでございまして、この百三十億は、先ほども申し上げましたように過去における東富士の百三十一億の補助金事業、北富士の二十八億の事業、その中の障害防止なり民生安定事業のバランス、それが今後東富士におきまして百三十一億にさらにどれだけの事業が行なわれるであろう、そういうたどりは演習場内に依存する農家の数、そういうたどりのバランスの中から、後年度の事業として、とか立地条件、周辺の村落の構成状況、人口、あるいは全体規模として百三十億というのが妥当であるうと考えたわけでありますから、具体的にその中身

「 そういうものを、これ、一つ一つを尊重したんだと
いうことになりますと、これはやはり今後の予算
執行の問題との関連がござりますので、当時にお
きましても、昨年におきましても、具体的に一つ
一つの事案について、これはどうこう言うことは
政府はとるべき立場ではなからうかと思ひます。
○鈴木力君 そんな話でごまかそうとするならだ
めです。東富士とのバランスで人口とか面積とか
いろいろあげたでしょ。それならその項目別に
どれだけ違うというのが出てくるはずです。百三十
億が妥当だと思ったと言うなら、何が根拠で妥
当だと思ったのかということが出なきゃいけない
はずです。防衛庁が妥当だと思ったから、中身は
つべこべ聞くな、こういう態度で法案を審議しろ
と言つたって審議ができないじゃないですか。な
めてもらっちゃ困りますよ。百三十億が妥當だと
言うなら、これこれこれによつて妥當だといふも
のを出しなさい。予算執行の都合によりなんて、
よけいなことを言いなさんな。予算執行はこれ百
三十億どころと、こういうことでしょ。わから
りましたか。東と北とのバランスの問題でいまあ
なたが一々項目あげたでしょ。その項目別にど
うバランスがくずれているのかどうかといふこと
が言えないはずがないじゃないですか。ただ適當
なことばを並べておつて、そうして百三十億と
トータルがてきて、トータルの内訳が出てこない
といふばかな話がどこにありますか。子供だまし
みたいなことを言つてはとてもじゃないが法案の
審議にならぬ。これは防衛庁の長官にどうするか
を答えてもらいます。これが出来ない場合には、と
てもこの法案を審議したところで、法案に基づ
いてまた何百億どころにやります、その根拠は言
えませんというような形で今後の基地運営をされ
たらたまたものじやない。

たつて国の予算の支出に対して拘束を加えるようなものは原則としてそういうものをやらない。しかしながら、今回の場合は、主として政府の責任において、使用転換に伴つて官房長官の話し合いにおいて、結果、責任を持てる数字として尊重しようという県案と、いうものを示したということにとどまるわけであります。したがつて、今後予算を逐年組んでいきますときに、全体の予算の中でこの分に当たられるものが当該年度幾らになつたかということにおいて、それが百三十億に達するか、あるいは百三十億をこすか、それは結果的な議論になるであろう、そういうふうに思うのです。

○鈴木力君 これはいま長官のおっしゃるように結果がどうなるかということは、これは予算があるし、具体的に執行してまいりますね、百三十億ということがあえることもあれば減ることもある。そのことをいま言つておるわけじゃない、私も言つているわけじゃないのです。そうじやなくて、百三十億という数字が出て、これが妥当だと思つてか持たぬかということじゃないです。そういうことを神沢氏も聞いておるわけじゃない、私も言つているわけじゃないのです。そうじやなくて、百三十億という数字をあげておるのです、そうでしょう。そこでさらに質問をすると、専門家として尊重すると答えた。それでさらに質問をすると、部長は東富士とのバランスの上でと答える。バランスとは何ぞと言ふと、人口とか面積とかいろいろな項目をあげておるので、そうでしょう。そういう項目をあげておって、百三十億がなぜ妥当だと思ったのか思ひぬのか。つまり約束をする時点で妥当だと思ったのはこうだ、それはしかし、だと思ったのか思ひぬのか。つまり約束をする時点で妥当だと思ったのはこうだ、それ以外は私もあり得るだろと思う。そういうことを言つてみたり、あるいはまた執行をしていきますといふと、もっと必要なものが出てみたり、あるいは約束をした、その根拠は何か、それを出せとこう言つておる。それも出せないと、いうことではとてあるのじやなくして、百三十億が妥当だということでもめただ。しかもさつきの部長の説明のようなく、全くもう子供だましみたいな説明で切り抜けよう

とするようなそんな態度で、この大事な法案を審議するという態度はどうしても私は納得できない。何べんも言うように、どこまで出せるかは別としても、さっきの項目や何かは言うんだから、言わせれば。それに数字をはじめ込んで百三十億というふうに式が出てこないはずはない。それを出した上でさらに神沢氏の質問を続けてもらう。こういうことにしなければいけないと思う。これは何と答えたって私は納得しませんから、それが出来ないときは審議は絶対進めない。しかもいま成立していいながら、がまんしてやっているだけで、成立しなくてもいいならこれでいいのだけれども、それじゃがつこう悪いから、資料出しますとあなた答えなさい。そうしてこの次に続行……、その資料に基づいて審議を始めてはいかがですか。何かぼろがあるから出せないんだろう。

○政府委員(平井啓一君) あくまで百三十億というのは先ほども御答弁申し上げましたように東富士とのバランスにおいての全体規模として考えているわけでござりますが、その一つの試算としてわれわれがとりましたのは、たとえば東富士演習場で過去実施分百三十一億円、それから今後四十八年度以降東富士におきまして実施されるであろう一つのこれは推定規模でござりますが……。

○鈴木力君 だから、推定した規模ということは何かということを資料に出せばいいのだ、つべこべ言わぬで。これはもう出さないうちは絶対ダメですからね。

○政府委員(平井啓一君) いま答弁でその数字を申し上げようと思っているのですが……。

○鈴木力君 いや、だめだ、書いたものを出さなければ。それじゃいまなぜ出せないと言ったのか。なぜ出せないと言ったんですか。

○政府委員(平井啓一君) これはあくまで事業一つ一つの積み上げとしての百三十億という形ではございませんと、いうことで御答弁をしていたのです。それが何らかの数字――バランスを東富士ととった何かの一つの算定基礎があるだらうという御指摘でございましたので、たまにそ

ういう試算をした一つの考え方をこれから御答弁申し上げようと思つたわけでござります。それで、東富士に関しましては、過去におきまして百三十一億実施したものと、今後予測されまことに、その事業費が約六十八億、百三十一億はありますと、今まで昭和二十八年度からの過去の事業でござりますので、さらにこれを自転修正いたしまして、昭和四十八年度における事業規模として、当時の、現在価格で考えた場合には、東富士におきましては今後予測される事業とあわせて二百四十五億ほどの周辺整備事業となると考えられるわけでござります。ところが、北富士におきましては、過去講和条約発効後実施されました二十八億を、当時のそれぞれの障害防止なり民生安定の事業の内容から現在価格に換算いたしますと約四十億になります。そこで、その二百四十五億と四十億との差、ただそこには、面積といたしましては東富士演習場が八千九百万平米でございます。北富士演習場が六千万平米。人口におきましては、東富士が人口十一万に対して北富士が六万、あるいは関係農家戸数も四千と二千八百、こういった要素から考えまして、一つの北富士と東富士とのバランスをとりましたペーセントページをこの二百四十五億と四十億との差にかけますと、大体百三十億の事業と考えられる。それが障害防止においては約五十億と、あるいは道路事業においては約三十億といった形で積み上げが出てくるので全体規模として妥当であろう、そういうふうに判断したわけでござります。

○委員長(寺本広作君) 防衛施設厅に申し上げます。

ただいま神沢委員から要求のありました積算の根拠、口頭で御説明のありましたのを整理した上で資料として御提出願います。よろしくうございりますか。

○政府委員(平井啓一君) 先ほど御答弁しました

ような趣旨を資料といたしまして提出さしていただきます。

○委員長(寺本広作君) 本日の審査はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時散会

八号)(第四四二六号)(第四三四四号)(第四四三八号)(第四四五九号)(第四四九二号)

重度戦傷病者に対する待遇改善に関する請願 請願者 東京都新宿区諏訪町九六日本失明

傷夷軍人会内 村谷昌弘 紹介議員 高田 浩運君

重度戦傷病者に対する待遇を次のとおり改善されたい。

一、増加恩給の特別項症割増率を、第一項症の年額の七割増し以内の制限を撤廃して、十割増し以上に引き上げること。

二、一項症の視力障害のうち、明暗、眼前手動程度の視力は、現行一項症を特別項症の最下位に格下げすること(一項症の二割増しに引き上げること)。

三、増加恩給第二項症以上の重症者の特別加給、現行年額七万二千円を、介護手当付加の意をもつて、月額六万円以上加給すること。

四、増加恩給第二項症以上の重症者が死亡後に支給される三号扶助料は、普通恩給受給者の扶助料と同じく、本人の増加恩給を含めた半額を支給すること。

五、異常物価高に苦しむ重度戦傷病者の普通恩給並びに増加恩給を大幅に引き上げること。

1 この法律は、
昭和四十九年四月一日から施行
する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案

(小字及び――は衆議院修正の部分)

(施行期日)

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月三十日)
一、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案

附則
(施行期日)
1 この法律は、
昭和四十九年四月一日から施行
する。

三、傷い軍人の妻の年齢は、平均五十歳に達している。夫の死亡により生活困窮者に転落することは、あまりにも悲惨であり、このような状態に放置するのは國の待遇としてふさわしくない。

四、今日の物価、経済情勢から、障害が重くなればなるほどに介護、生活用具の必需など負担が大きくなり、心身ともに難渋している。

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願 請願者 高知市小津町一〇一三高知大学 教育学部附属小学校P.T.A内 南彰外六百二十三名

紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第五四三五三号 昭和四十九年四月三十日受理 請願者 石川県能美郡根上町字下ノ江 森 茂喜 紹介議員 安田 隆明君

占領下時代の施政を反省再検討し、國家信義に基づき、金鷲勲章年金及び一時賜金に関する恩典を復権するとともに、恩典により支給されるべきであつたものについては、昭和四十九年度中に一括して支払われたい。

第四三五三号 昭和四十九年四月三十日受理 請願者 石川県能美郡根上町字下ノ江 森 茂喜 紹介議員 安田 隆明君

金鷲勲章受賜者の待遇に関する請願 請願者 石川県能美郡根上町字下ノ江 森 茂喜 紹介議員 安田 隆明君

占領下時代の施政を反省再検討し、國家信義に基づき、金鷲勲章年金及び一時賜金に関する恩典を復権するとともに、恩典により支給されるべきであつたものについては、昭和四十九年度中に一括して支払われたい。

第四三五三号 昭和四十九年四月三十日受理 請願者 石川県能美郡根上町字下ノ江 森 茂喜 紹介議員 安田 隆明君

占領下時代の施政を反省再検討し、國家信義に基づき、金鷲勲章年金及び一時賜金に関する恩典を復権するとともに、恩典により支給されるべきであつたものについては、昭和四十九年度中に一括して支払われたい。

第四三五三号 昭和四十九年四月三十日受理 請願者 石川県能美郡根上町字下ノ江 森 茂喜 紹介議員 安田 隆明君

占領下時代の施政を反省再検討し、國家信義に基づき、金鷲勲章年金及び一時賜金に関する恩典を復権するとともに、恩典により支給されるべきであつたものについては、昭和四十九年度中に一括して支払われたい。

第四三五三号 昭和四十九年四月三十日受理 請願者 石川県能美郡根上町字下ノ江 森 茂喜 紹介議員 安田 隆明君

占領下時代の施政を反省再検討し、國家信義に基づき、金鷲勲章年金及び一時賜金に関する恩典を復権するとともに、恩典により支給されるべきであつたものについては、昭和四十九年度中に一括して支払われたい。

第四三五三号 昭和四十九年四月三十日受理 請願者 石川県能美郡根上町字下ノ江 森 茂喜 紹介議員 安田 隆明君

占領下時代の施政を反省再検討し、國家信義に基づき、金鷲勲章年金及び一時賜金に関する恩典を復権するとともに、恩典により支給されるべきであつたものについては、昭和四十九年度中に一括して支払われたい。

第四三五三号 昭和四十九年四月三十日受理 請願者 石川県能美郡根上町字下ノ江 森 茂喜 紹介議員 安田 隆明君

占領下時代の施政を反省再検討し、國家信義に基づき、金鷲勲章年金及び一時賜金に関する恩典を復権するとともに、恩典により支給されるべきであつたものについては、昭和四十九年度中に一括して支払われたい。

第四三五三号 昭和四十九年四月三十日受理 請願者 石川県能美郡根上町字下ノ江 森 茂喜 紹介議員 安田 隆明君

占領下時代の施政を反省再検討し、國家信義に基づき、金鷲勲章年金及び一時賜金に関する恩典を復権するとともに、恩典により支給されるべきであつたものについては、昭和四十九年度中に一括して支払われたい。

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願 請願者 長野市西長野一八信州大学教育学部附属長野小学校P.T.A内 山田吉之助外百四十五名 紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願 請願者 東京都文京区大塚一九九一東京教育大学附属高等学校桐陰向上会内 長谷川三郎外二百七十八名 紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願 請願者 滋賀県大津市松本二八ノ一〇滋賀大学教育学部附属小学校父母と教師の会内 山元祐次外百七十一名 紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願 請願者 滋賀大学教育学部附属小学校P.T.A内 照沼和夫外九百四十二名 紹介議員 竹内 藤男君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第四三五五号 昭和四十九年五月七日受理 請願者 滋賀県水戸市文京一三三三二茨城大学教育学部附属中学校P.T.A 紹介議員 竹内 藤男君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第四三五五号 昭和四十九年五月七日受理 請願者 滋賀県大津市松本二八ノ一〇滋賀大学教育学部附属小学校P.T.A 紹介議員 竹内 藤男君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第四三五五号 昭和四十九年五月七日受理 請願者 滋賀大学教育学部附属小学校P.T.A内 山元祐次外百七十一名 紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第四四三八号

昭和四十九年五月八日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願（三通）

請願者 徳島市上吉野町二ノ一徳島大学教

育学部附属養護学校保護者会内

枝川豊外四百八十五名

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第四四五九号

昭和四十九年五月八日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 兵庫県明石市和坂稻荷町五五 井

元進外百六十八名

紹介議員 平泉 渉君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第四四九二号

昭和四十九年五月九日受理

国立大学附属学校における教育職員の給与等の適正化と施設、設備の拡充に関する請願

請願者 静岡市大岩五〇一ノ一静岡大学教

育学部附属静岡幼・小・中学校P

T A 内 松井健治外五百十三名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

昭和四十九年六月十三日印刷

昭和四十九年六月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局